

「戦略的基盤技術高度化支援事業」 研究資金制度プログラム

評価用資料

平成29年11月15日

中小企業庁 経営支援部 技術・経営革新課

研究資金制度プログラム名	戦略的基盤技術高度化支援事業
行政事業レビューシート番号	平成29年0108
上位施策名	—
担当課室	中小企業庁 経営支援部 技術・経営革新課

研究資金制度プログラムの目的・概要

我が国製造業の国際競争力の強化及び新たな事業の創出を図るため、中小企業のものづくり基盤技術（情報処理、精密加工、立体造形等）の高度化に資する革新的かつハイリスクな研究開発等を促進することを目的として、中小企業を中心とした共同体による川下企業のニーズを踏まえた研究開発に対して、2年度又は3年度の補助を行う。

本制度で対象とする研究開発は、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成18年法律第33号、以下「中小ものづくり高度化法」という。）に基づく、特定ものづくり高度化指針（以下「技術指針」という。）に沿うものとして、国が認定する特定研究開発計画（以下「法認定計画」という。）に従って実施されるものとなる。

技術指針には、「市場における川下製造事業者の課題やニーズ」、「課題に対応した高度化目標」等が設定されており、川下企業からのニーズに対して提供する「用途」の視点から捉えた計画となっている。

予算額等（委託・補助（補助率：定額・2/3））

※補助は平成26年度から、共同体のうち大学・公設試等は定額 （単位：百万円）

開始年度	終了年度	中間評価時期	終了時評価時期	事業実施主体
平成18年度	—	平成20年度 平成23年度 平成26年度 平成29年度	—	中小企業を中心とした共同体 ※1
H26FY 執行額	H27FY 執行額	H28FY 執行額	総執行額※2	総予算額※3
101.6	108.0	102.5	1327.7	1581.7

※1 中小ものづくり高度化法の認定を受けた中小企業を含む共同体。

※2 総執行額は平成28年度までの合計。

※3 総予算額は平成29年度までの合計。

I. 研究資金制度プログラム概要

0. 制度概要

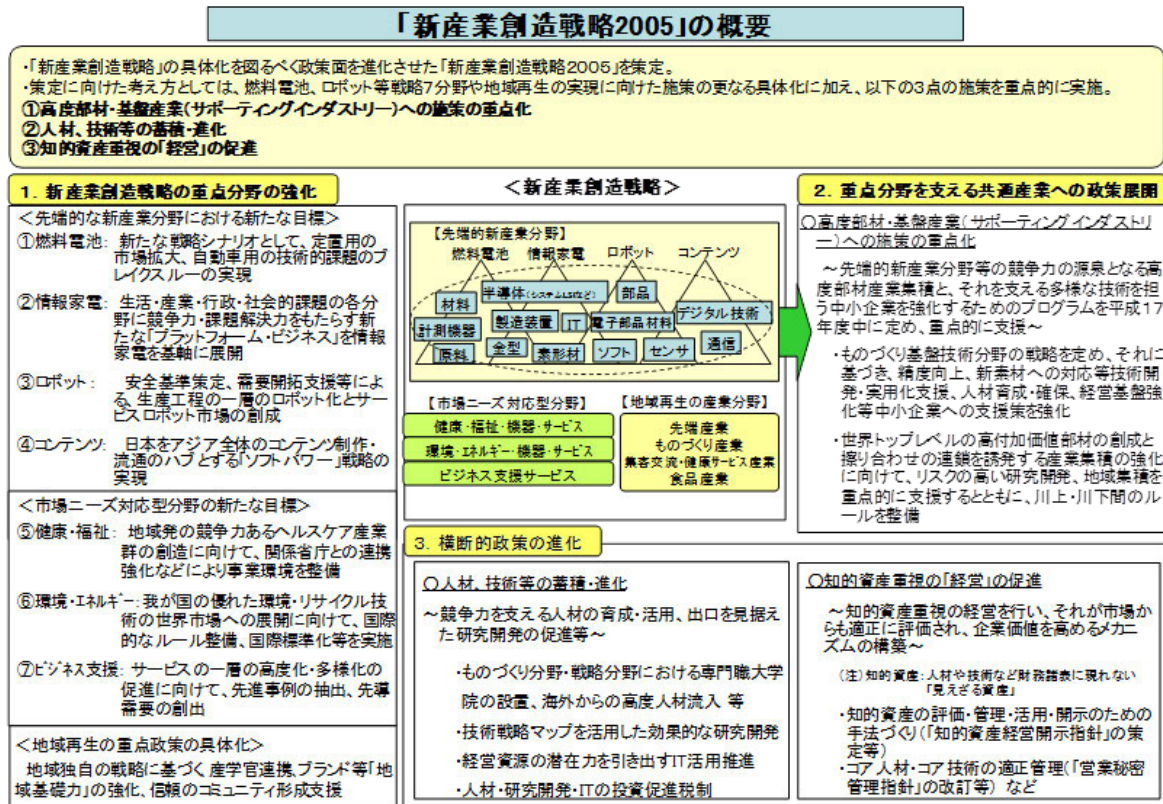
(1) 本制度の背景（中小企業技術政策の歴史）

○高度成長期からバブル崩壊以前までは、中小企業の技術の改善や高度化のために国が補助金を拠出。1999年の中小企業基本法の改正以降は、中小企業の自主的取組を積極的に支援。そうした中で2006年（平成18年）に中小ものづくり高度化法が公布・施行。

時期	法律・施策	結果・評価
～1994	【法】中小企業基本法、中小企業指導法(1963) 【法】中小企業近代化促進法(1963) 【補助】技術改善費補助金(1967-) 【法】技術法(1985) ↳【補助】技術高度化補助金(1985-)	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業の近代化と付加価値生産性の向上を目指して、国が技術改善（高度化）のための補助金を拠出。 ・中小企業の設備の近代化等により、大企業との生産性（一人あたり付加価値生産額など）の格差が縮小（?）。
1995～1999	↳【補助】創造技術研究開発補助金（1995-2004） 【法】創造法(1995) ↳【補助】地域活性化創造技術研究開発費補助金（1995-2004） 【税】エンジェル税制(1996-)	<ul style="list-style-type: none"> ・個別の中小企業の自由な発想、自発的で創造的な取組に対して補助金を拠出。
1999～2005	【法】中小企業基本法改正（1999） 【法】中小企業指導法→中小企業支援法(2000) 【補助】戦略的基盤技術力強化事業(2003-2005) 【法】中小新促法（2005） 【補助】中小企業・ベンチャー挑戦支援事業（2004-2008）	<ul style="list-style-type: none"> ・基本法の改正により、企業の創造的な活動である創業と、自由な活動を行うための競争条件の整備を重視を打ち出すなど、国は、中小企業を‘支援’する立場であることを明確化。 ・一方で、自主的な取組を積極的に行わない企業が依然として数多くあることから、これらの企業に対する政策も行うべきであるという声も。
2006～	【法】中小ものづくり高度化法（2006） ↳【委託】戦略的基盤技術高度化支援事業(2006～13) 【補助】戦略的基盤技術高度化支援事業（2014～）	<ul style="list-style-type: none"> ・製造業の国際競争力の強化と新たな事業の創出の促進を目的として特定のものづくり基盤技術の高度化のため、各種支援措置のほか、委託費・補助金を拠出。

(2) サポートインダストリーの考え方

○新産業創造戦略2005等により、高度部材産業・基盤産業への施策の重点化を図ることを目的としてサポートインダストリーの考え方を位置付け。



(3) 中小ものづくり高度化法の概要

中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律の概要

目的: 我が国製造業の国際競争力の強化及び新たな事業の創出を図るため、中小企業が担う特定ものづくり基盤技術の高度化に向けた研究開発及びその成果の利用を支援する。

1. 特定ものづくり基盤技術の指定 (第2条)



- 経済産業大臣が指定
- 【指定の要件】
- ①ものづくり基盤技術振興基本法に規定される「ものづくり基盤技術」
- ②中小企業によって事業活動の相当部分が行われているもの
- ③我が国製造業の国際競争力の強化又は新たな事業の創出に特に資するもの

現在は、12技術を指定

- デザイン開発
- 情報処理
- 精密加工
- 製造環境
- 検査・測定
- 立体成型
- 表面処理
- 機械制御
- 複合・新複合材料
- 材料製造プロセス
- バイオ
- 創生計画

2. 特定ものづくり基盤技術高度化指針の策定 (第3条)



- 経済産業大臣が関係大臣に協議し、中小企業政策審議会の意見を聴いて策定
- 【指針に規定する事項】
- ①基本的な事項 (高度化の必要性などの基本的な考え方)
- ②特定ものづくり基盤技術ごとに次に掲げる事項
 - ・研究開発等の内容に関する事項
 - ・研究開発等の実施方法に関する事項
 - ・研究開発等の実施に当たって配慮すべき事項

3. 特定ものづくり基盤技術研究開発等計画の作成・認定申請 (第4条)

- ・中小企業が特定ものづくり基盤技術研究開発等計画 (研究開発及び成果の利用) を作成し、経済産業大臣に認定申請
- ↓
- 経済産業大臣が特定ものづくり基盤技術高度化指針に照らし認定

4. 支援措置

- ・戦略的基盤技術高度化支援事業 (補助金)
- ・日本政策投資公庫からの特別貸付 (特別②)
- ・特許料等の特例 (特許登録料及び特許審査費等の負担軽減)
- ・中小企業信用保険法の特例 (普通保険等の別枠化、新事業開始保険の適用範囲拡大)
- ・中小企業投資育成株式会社の特例 (投資対象中小企業の範囲の拡大)

(4) 特定ものづくり基盤技術の概要

○中小企業が特定ものづくり基盤技術の高度化を図るために必要な取り組むべき研究開発等の方向性や実施方法を示すものであり、特定ものづくり基盤技術ごとに以下の事項が定められている。

- ①特定ものづくり基盤技術の高度化全般にわたる基本的な事項
- ②達成すべき高度化目標
- ③高度化目標の達成に資する特定研究開発等の実施方法
- ④特定研究開発等の実施するにあたって配慮すべき事項

○平成18年6月の法施行後、17技術を特定基盤技術として指定。その後、経済情勢、技術動向等を踏まえ、技術の追加及び見直しを実施してきている。具体的には以下のとおり。

平成18年6月 17技術を策定

組込みソフトウェア、金型、電子部品・デバイスの実装、プラスチック成形加工、鍛造、動力伝達、部材の結合、鋳造、金属プレス加工、位置決め、切削加工、織染加工、高機能化学合成、熱処理、めっき、発酵、真空の維持

平成19年2月 粉末冶金、溶接の追加（19技術）

平成20年2月 溶射の追加（20技術）

平成21年2月 9技術を改正

組込みソフトウェア、金型、電子部品・デバイスの実装、プラスチック成形加工、粉末冶金、鍛造、鋳造、金属プレス、熱処理の改正

平成24年4月 冷凍空調、塗装の追加（22技術）

4技術の名称を変更

溶射・蒸着、部材の締結、繊維加工、真空

平成26年2月 全技術を抜本的に改正（11技術）

情報処理、精密加工、製造環境、接合・実装、立体造形、表面処理、機械制御、複合・新機能材料、材料製造プロセス、バイオ、測定計測

平成27年2月 デザイン開発技術を追加（12技術）

(5) 戦略的基盤技術高度化支援事業の概要

①本制度の目的

○中小ものづくり高度化法に基づく特定ものづくり基盤技術の高度化につながる研究開発、その試作等の取組を支援。中小企業・小規模事業者が大学・公設試等の研究機関等と連携して行う、製品化につながる可能性の高い研究開発、試作品開発等及び販路開拓への取組を一貫して支援。

②事業実施者

○中小ものづくり高度化法に基づく研究開発認定を受けた中小企業者を含む共同体（中小企業者、川下企業、大学・公設試等）

③支援規模

初年度の上限は4,500万円以内

2年度目は初年度予算額の2/3以内、3年度目は初年度予算額の1/2以内

※平成25年度までは委託事業、平成26年度より：補助率2/3以内、大学・公設試等は補助額の1/3（1,500万円）を上限として定額補助

④支援実績

平成18年度から平成29年度までの間、1,895件の採択。

（予算総額1,581.7億円）

年度	予算額(億円)	申請件数	採択件数	委託・補助	申請類型・支払上限額
18	64.0	323	80	委託	1億円
19	93.6	218	89	委託	(一般枠)6千万円 (川下分野横断型)1億5千万円 ※複数の産業分野の川下製造事業者等が研究開発に参画
20	88.0	134	48	委託	(一般枠)6千万円 (川下分野横断型)1億5千万円 ※複数の産業分野の川下製造事業者等が研究開発に参画 (F/S支援事業)500万円 ※二重調査、先行技術調査を行う。一般枠又は川下分野横断型との同時申請が必要。
21	(当初)54.0 (補正)132.5	(当初)200 (補正)658	(当初)44 (補正)253	委託	(一般枠)4千5百万円 (補正：一般枠)5千万円 (補正：川下分野横断型)1億円 ※複数の産業分野の川下製造事業者等が研究開発に参画
22	(当初)150.1 (予備)95.0	(当初)977 (予備)564	(当初)308 (予備)125	委託	(一般枠)4千5百万円 (予備費：一般枠)1億円 (予備費：研究加速枠)5千万円 ※21補正の試作開発を支援
23	(当初)150.0 (補正)49.8	(当初)732 (補正)263	(当初)137 (補正)51	委託	(一般枠)4千5百万円 (補正)4千5百万円、複数年分の計画を圧縮して期間内に行う場合9千万円
24	132.0	639	134	委託	4千5百万円
25	107.8	652	112	委託	(一般枠)4千5百万円 (小規模事業者型)2千300万円
26	123.0	387	150	補助	4千5百万円 補助率：中小企業 2/3 大学公設試等 定額
27	112.4	326	143	補助	(一般枠)4千5百万円 (プロジェクト委託型)1億円
28	118.0	287	113	補助	〃
29	111.5	297	108	補助	〃
合計	1,581.7	6,657	1,895		

(6) その他中小ものづくり高度化法に係る支援実績

①日本政策金融公庫からの特別貸付

○法認定計画の実施に必要な資金について、日本政策金融公庫より優遇金利（特利③）での特別貸付の実施。

年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	累計
件数	86件	125件	81件	70件	85件	67件	60件	26件	34件	5件	4件	643件
金額	13.6億円	27.7億円	17.6億円	9.2億円	21.2億円	10.2億円	6.1億円	6.6億円	5.0億円	1.6億円	1.2億円	120億円

制度	内容
融資限度	直接貸付:7億2千万円(うち運転資金2億5千万円) 代理貸付:1億2千万円
融資利率	2億7千万円まで(土地に係る資金は除く):特別利率③ 2億7千万円超:基準利率
融資期間	設備資金:20年以内(うち据置2年以内) 運転資金: 7年以内(うち据置2年以内)

②特許料及び特許審査請求料の軽減

○認定計画の成果を特許化する場合、(1)特許審査請求料の半額、(2)特許料(第1年分から第10年分)を半減。

年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	累計
件数	7件	6件	2件	1件	4件	11件	43件	37件	37件	24件	29件	201件

③中小企業信用保険法の特例

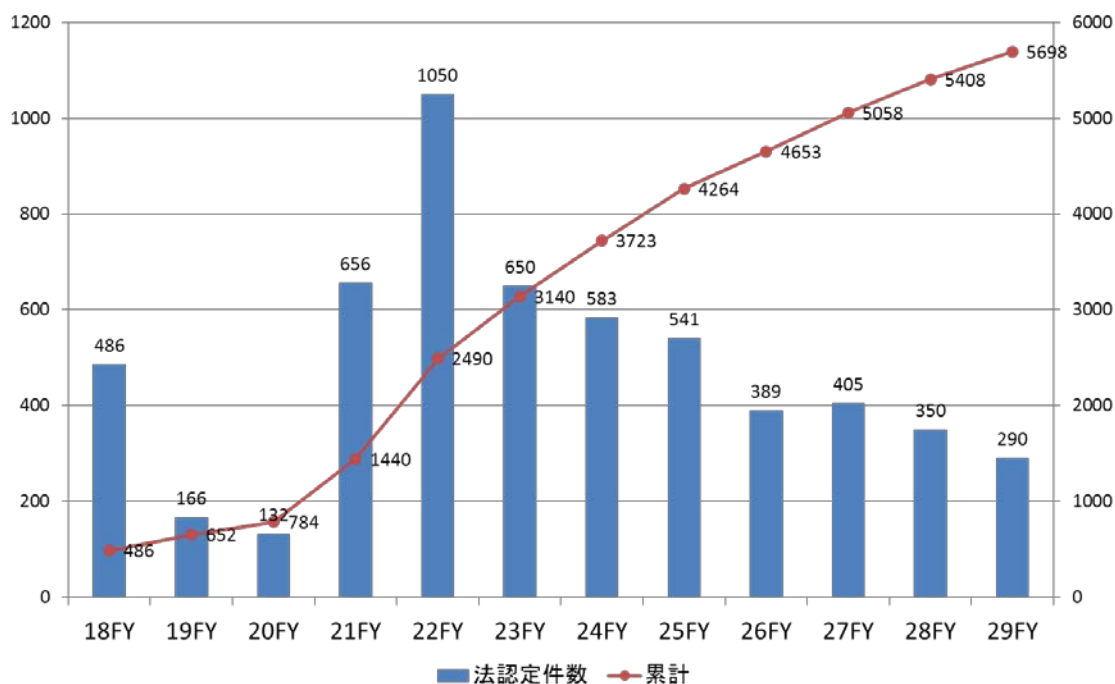
○認定計画を実施する中小企業者が金融機関から融資を受ける際に、信用保証協会による債務保証限度額を拡充。

年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	累計
件数	9件	8件	7件	6件	6件	-	5件	1件	3件	4件	3件	52件
金額	4.4億円	1.8億円	1.3億円	2.4億円	1.1億円	-	1.1億円	0.8億円	0.6億円	0.7円	0.5億円	14.5億円

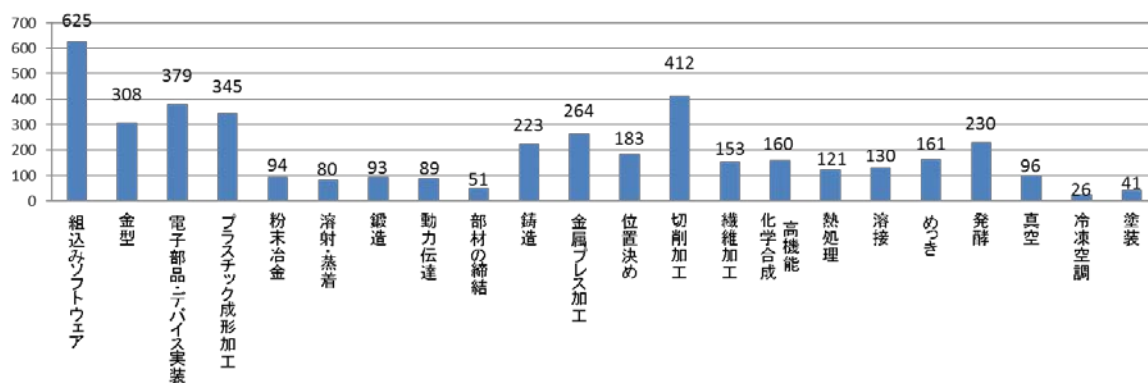
④中小企業投資育成株式会社法の特例

○認定計画を実施するために増資するような場合には、資本金3億円超の場合であっても、中小企業投資育成株式会社が株式引受等を支援(通常は資本金3億円以下の中小企業者にしか投資できない)。

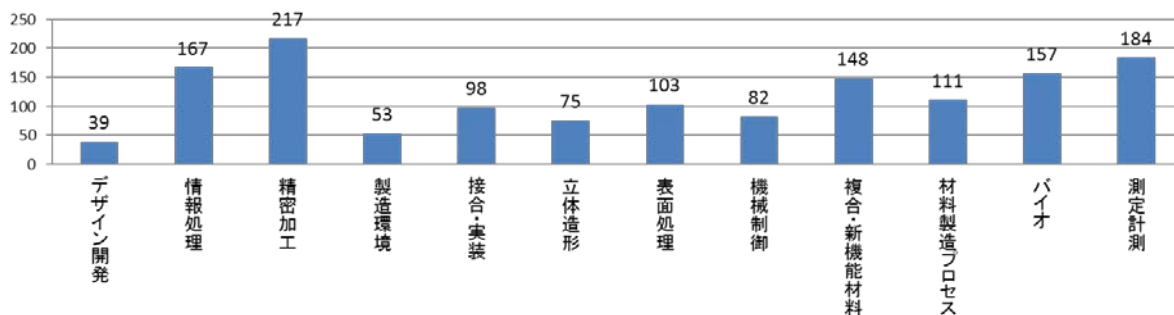
(7) 中小ものづくり高度化法の認定実績



<技術分野別（平成18年度～平成25年度）>



<技術分野別（平成26年度～平成29年度）>



1. 事業アウトカム

事業アウトカム指標		
プロジェクト終了後8年時点での成果波及効果が総予算投入額の5倍以上を超える		
指標目標値		
事業開始時（18年度）	計画：研究開発 80件	実績：採択件数 80件
中間評価時（29年度）※	計画：5倍	実績：14.1倍
終了時評価時	計画：同上	実績：－
目標最終年度	計画：同上	

※プロジェクト終了後8年を経過している平成18年度の採択案件のみを評価。

（1）プロジェクト終了後8年時点での総売上累計額

○2～3カ年のプロジェクト終了後、8年を経過しているプロジェクトは平成18年度の採択案件のみであるため、当該年度の採択案件について、アンケート調査により売上額を調査。64億円の予算投入額に対して、関連する売上額累計が回答27件のうち実績のある11件で305.1億円、4.8倍となっている。

（単位：億円）

年度	実績		アンケート			倍率
	予算額	採択件数	売上額累計	対象件数	経過年	倍率
平成18年度	64.0	80	305.1	11	8年	4.8

（2）川下企業等を含めた本制度による波及効果

○平成18年度の採択案件について、アンケート調査による売上額をもとに産業連関表による波及効果を試算するため、54部門表を用いて分析。本制度に関連する売上によって波及的に生み出される1次効果が、648.4億円、1次効果による所得増を通じた消費誘発によって生み出される2次効果が253.0億円、合計901.4億円となり、総予算64.0億円に対して14.1倍の実績となっている。

推計項目	直接効果 (新規需要額) (億円)	国内生産誘発額 (億円)	国内雇用者出数 (人)
1次効果	305.1	648.4	2,589
2次効果	155.2	253.0	1,858
合計	460.3	901.4	4,447

注：推計に用いた産業連関表は、経済産業省「平成26年産業連関表（延長表、54部門表）」。
生産誘発額の推計に用いた逆行列係数は $[I - (I-M-N)A]^{-1}$ 型。

<ヒアリング調査による中小企業・専門家のコメント>

- 業界に与えた影響として、これまでは熟練した溶接工が数週間掛かっていた製作時間を約 30 分に短縮する事が可能となり、工数およびコストの大幅な削減に貢献したと言える（中小企業）。
- 開発成果の小型化・低背化技術は、川下企業が製造している製品の生産性向上と小型化に大きく貢献し、それを通じてグローバルも含めた業界全体にも、大きな影響を与えたといえる（中小企業）。

2. 事業アウトプット

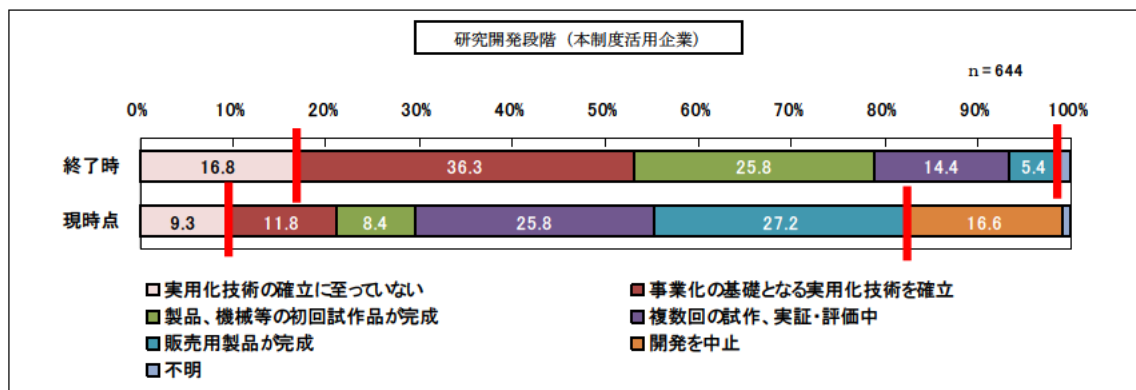
事業アウトプット指標		
①個々のプロジェクトに関する最終年の達成度の平均値が50%を超える		
②プロジェクト終了後5年以内に事業化を達成するプロジェクトが半数を超える		
③プロジェクト終了後5年時点の総売上累計額が総予算投入額150%以上を超える		
指標目標値（計画及び実績）		
事業開始時（18年度）	計画：研究開発 80件	実績：採択件数 80件
中間評価時（29年度）	計画： ①50% ②50% ③150%	実績： ①82.0% ②49.4% ③131.2%
事業終了時	計画：同上	実績：－

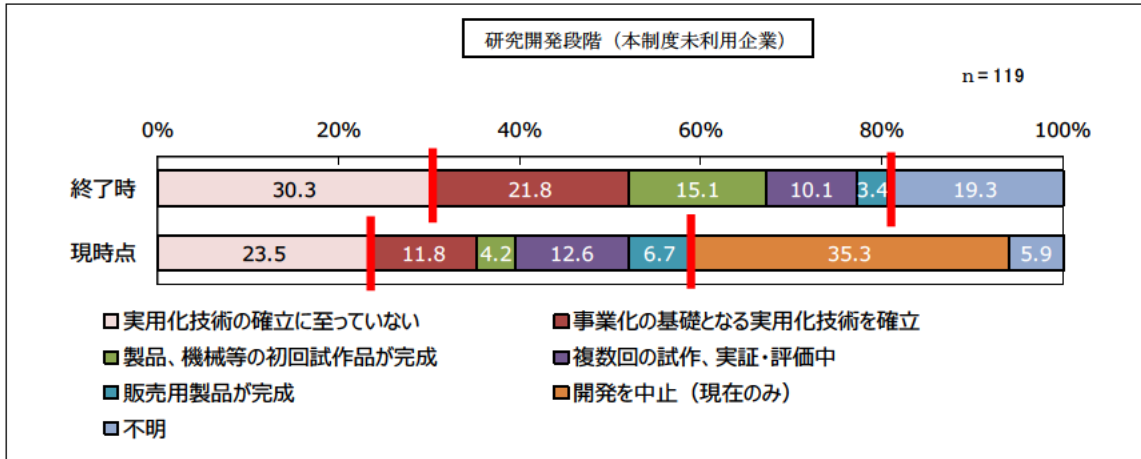
<共通指標>

論文数	論文の被引用度数	特許等件数（出願を含む）	国際標準への寄与（見込み含む）
498	401	500	89

（1）個々のプロジェクトに関する最終年の達成度の平均値が50%を超える

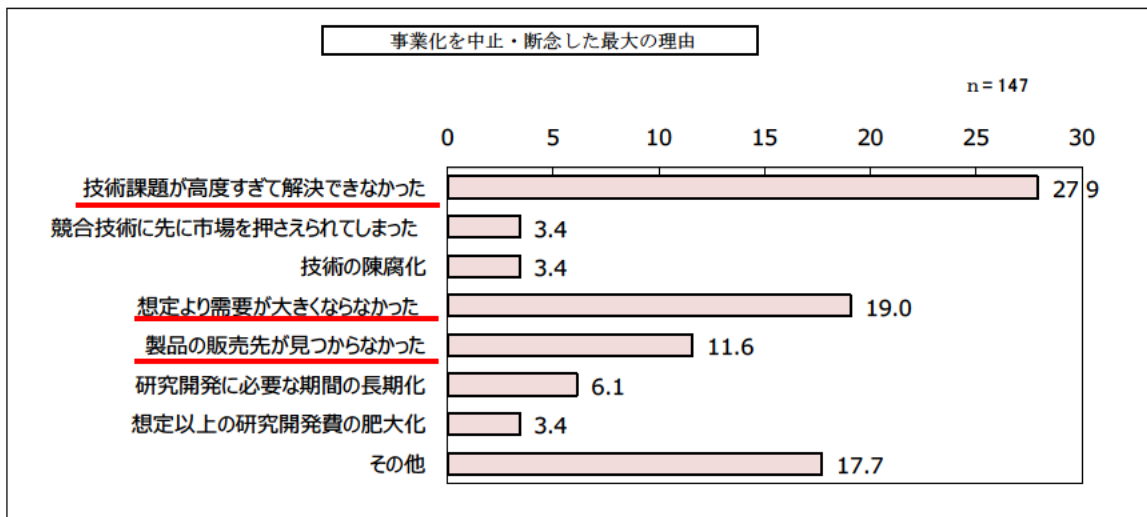
- 平成18年度～平成26年度に採択されたプロジェクトについて、事業終了時の研究開発の達成度をアンケートにより調査を実施。
- 「事業化の基礎となる実用化技術を確立」が36.3%、「製品、機械等の初回試作品が完成」が25.8%、「複数回の試作、実証・評価中」が14.4%、「販売用製品が完成」が5.4%となっており、これらの項目の合計で82.0%となっている。
- また、本制度を活用していない企業（中小ものづくり高度化法の法認定のみ受けている企業）との比較においては、31.6ポイントの開きがあり、現時点で開発を中止した割合に特に差が見られる状況となっている。





（参考）研究開発中止等の理由

○研究開発を中止した理由について、最も多い理由は「技術課題が高度すぎて解決できなかった」といった技術面での理由が約 28%、事業化面では「想定より需要が大きくならなかった」が約 20%や「製品の販売先が見つからなかった」が 10%超と多く、技術面と事業化面の両面の課題が見られる。

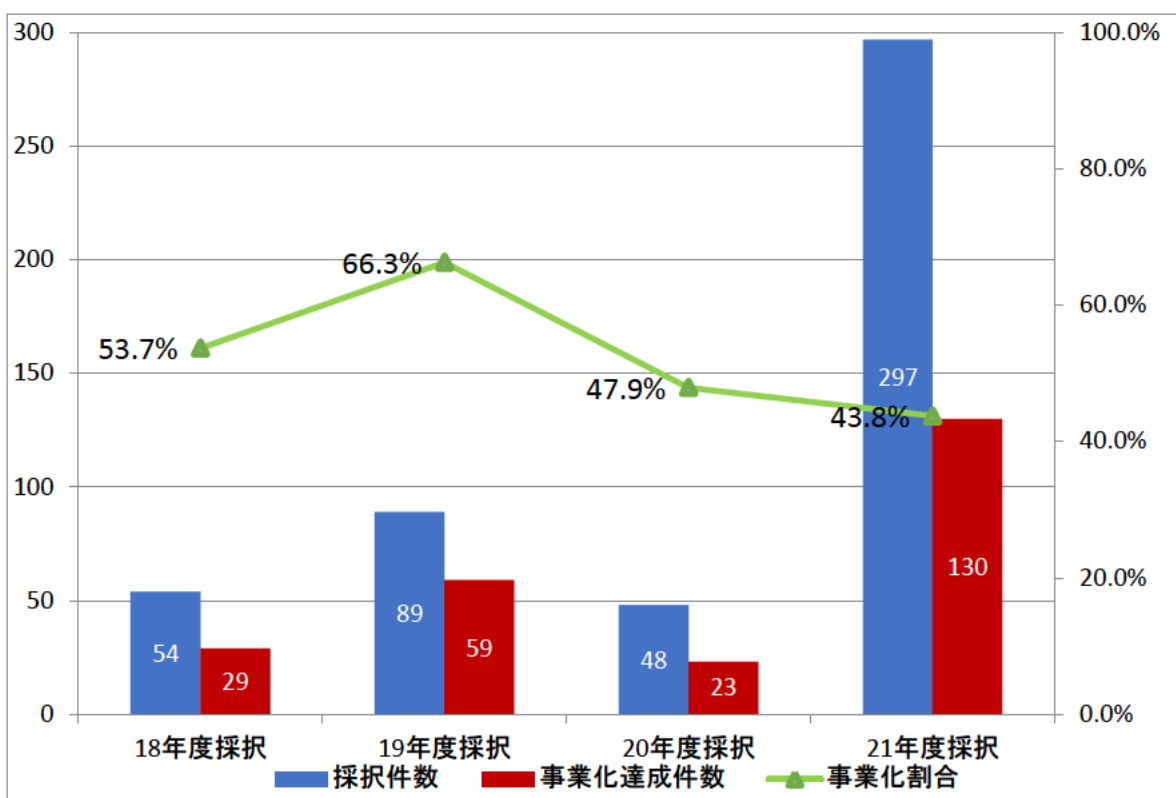


(2) プロジェクト終了後5年以内に事業化を達成するプロジェクトが半数を超える

○プロジェクト終了から5年を経過する平成18年度～平成21年度に採択されたプロジェクトについて、5年以内に売上を計上したプロジェクト数から事業化の割合を算出。全体の平均で5年目に52.9%となっている。

<本制度に関連する売上計上企業数をもとにした事業化率（経過年度別）>

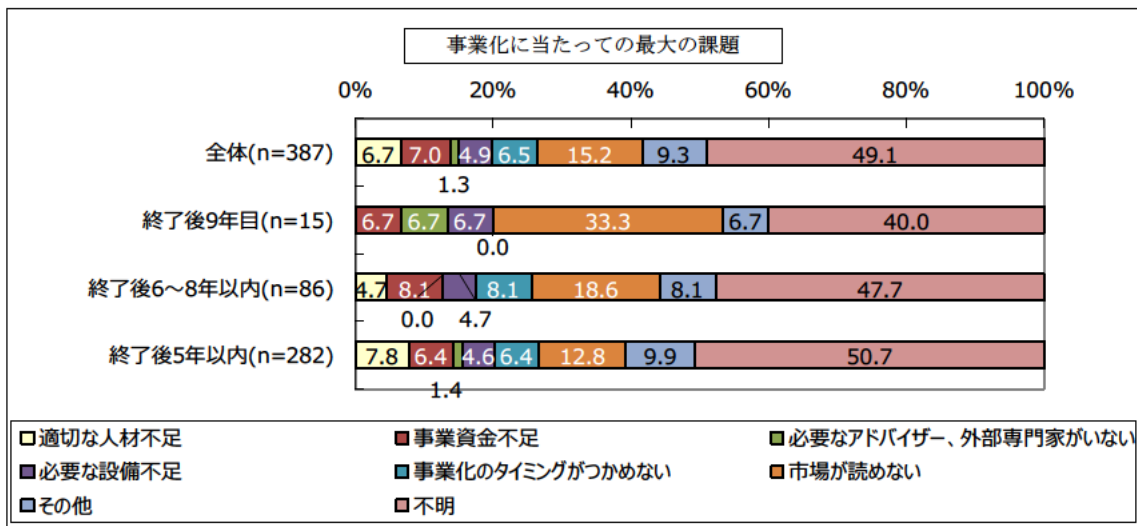
採択年度	18年度採択	19年度採択	20年度採択	21年度採択	合計
採択件数	54	89	48	297	488
事業化達成件数	29	59	23	130	241
達成率	53.7%	66.3%	47.9%	43.8%	49.4%



(参考) 事業化に当たっての最大の課題

○事業化に当たっての最大の課題は、「市場が読めない」で 15.2%。終了後 9 年目（18 年度）で最も多い。

○終了後 5 年以内では、「市場が読めない」以外にも「適切な人材不足」や「事業資金不足」「実用な設備不足」など、事業化の体制が整っていないことも課題となっている。

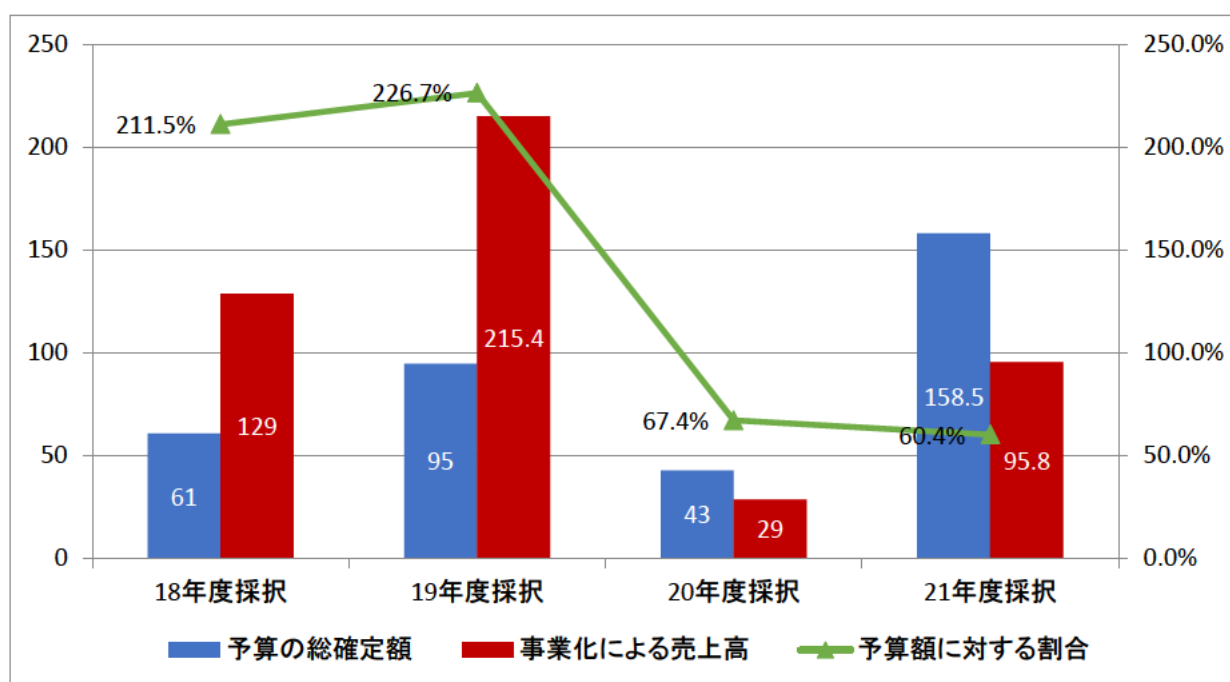


(3) プロジェクト終了後5年時点の総売上累計額が総予算投入額150%以上を超える

○平成18年度から21年度までの採択プロジェクトの事業終了から5年目までの売上実績額累計は、アンケート調査回答者371件の合計で469.2億円。総予算確定額357.5億円に対して1.3倍となっている。

(単位：億円)

年度	実績		アンケート (5年目時点)		倍率
	総予算確定額	採択件数	売上額累計	対象件数	倍率
平成18年度	61.0	54	129.0	54	212%
平成19年度	95.0	89	215.4	75	227%
平成20年度	43.0	48	29.0	29	67%
平成21年度		44	95.8	213	60%
	補正	120.0			
18～21年度の合計	357.5	488	469.2	371	131%



<ヒアリング調査による中小企業・専門家のコメント>

- 開発した技術のうちの一つは、自社の主要事業の一翼を担うところまで発展してきた（中小企業）。
- 大手自動車メーカーの主催した世界レベルでのコンペティションにおいて、群を抜く品質で優勝し、当該メーカーが使用する当該部品の約6割を受注する結果となった（中小企業）。
- 事業化が順調に進み、今後も伸びが見込まれる。直近年度では総売上上の約1/4が本制度関連の売上である（中小企業）。
- 川下企業の溶接の不良率が圧倒的に減ったと好評を得て、これが新たな注文につながる結果となった（中小企業）。

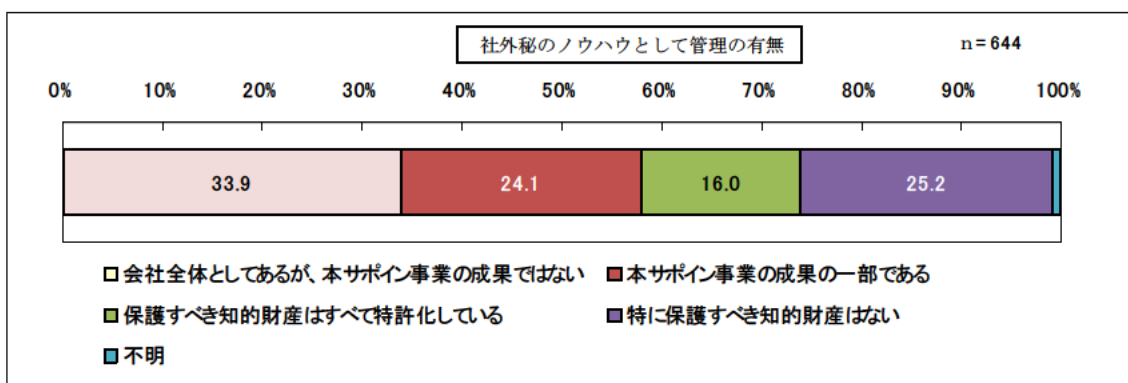
(4) その他の施策効果

①特許・実用新案取得

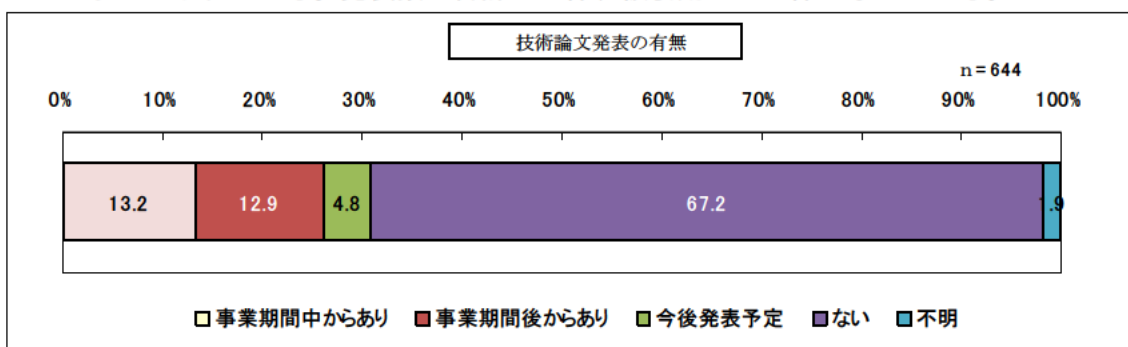
○本制度の活用によって約 500 件の出願、318 件の特許取得となっている。

	事業採択時	事業終了時		現時点	
		全体	うち本制度関係	全体	うち本制度関係
特許出願	7,921	8,790	463	11,477	500
特許取得	3,313	3,917	132	5,822	318
実用新案出願	1,033	1,066	7	2,139	11
実用新案取得	432	476	5	956	6

○特許化せずに秘密管理や先使用权の対策をとった本制度の成果として、社外秘のノウハウは約 1/4 の企業に存在している。技術特性に応じた知的財産権の管理が行われており、前出の特許権以外にも多くの知的財産が生まれているとみられる。

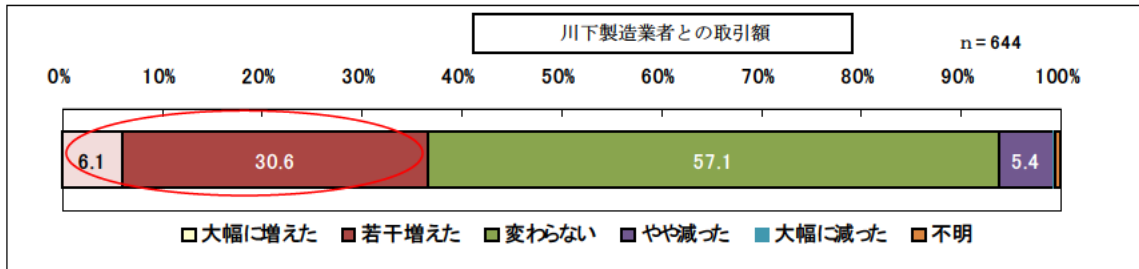
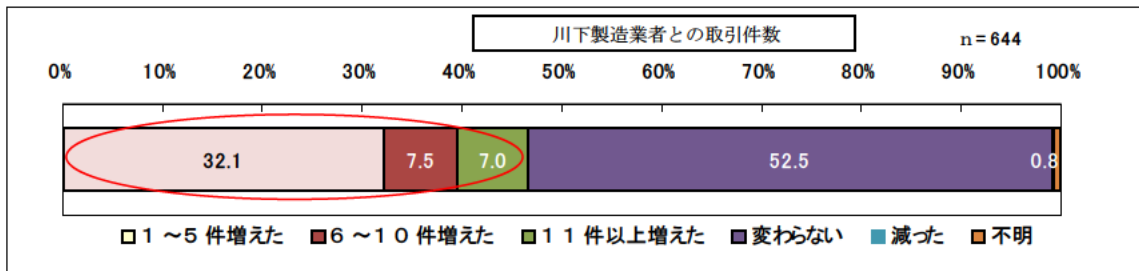


○論文については、発表されているものが約 1/4、発表予定とあわせて約 1/3 の企業で論文としてまとめられている。発表数は合計 498 件、被引用が 401 件となっている。



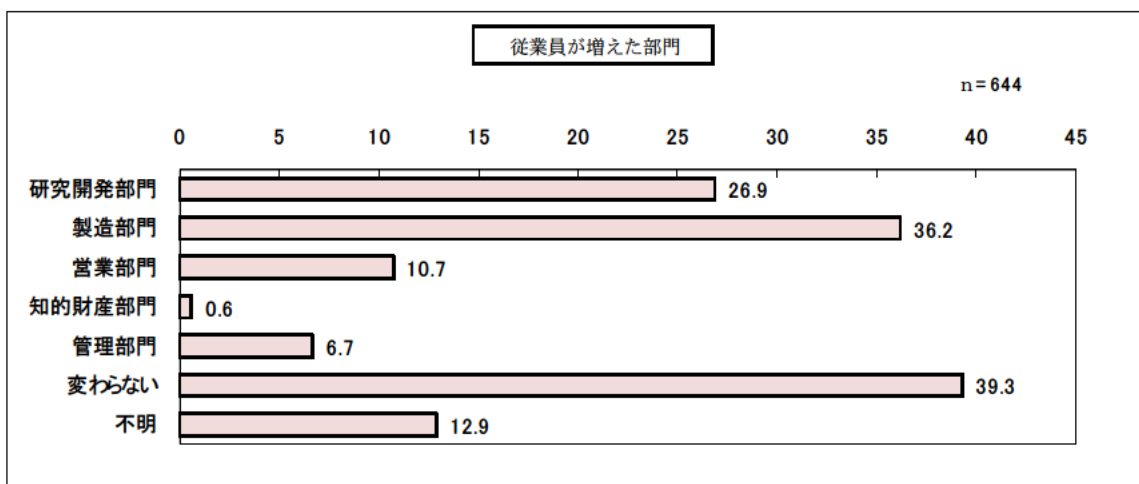
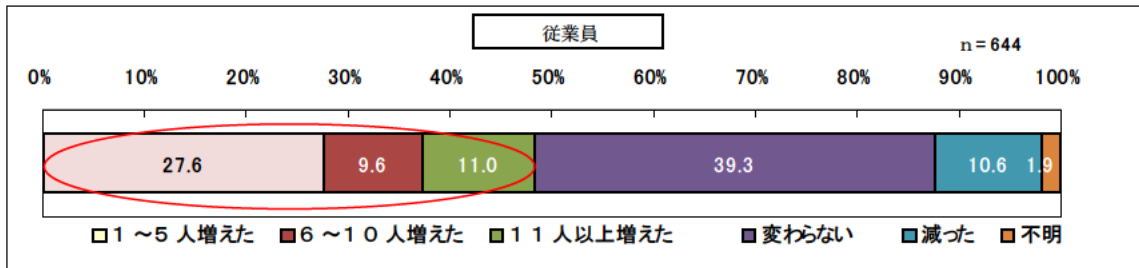
②取引先との関係

○川下企業との取引関係について、取引件数の増加が46.6%、取引額の増加が36.7%となっている。

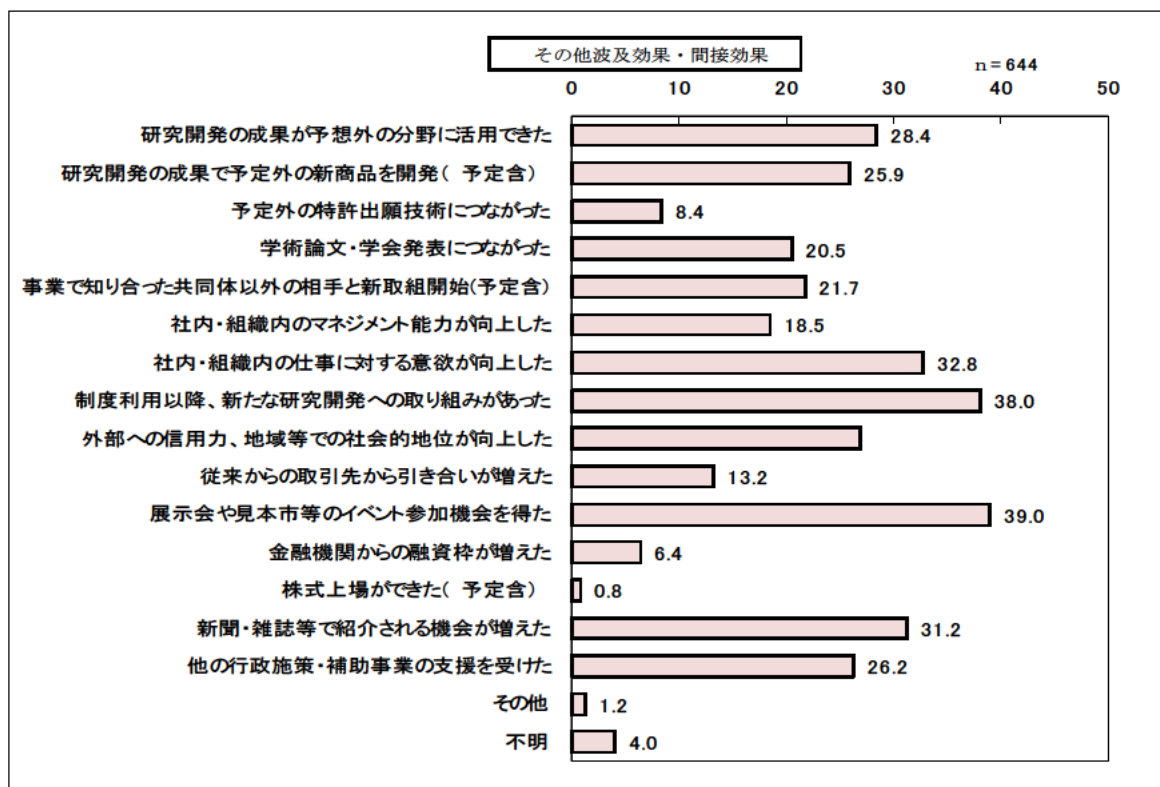


③従業員数

○従業員数については、変わらないが約40%と多いが、増えた企業は半数に上る。増えているのは研究開発部門や製造部門が中心であり、本制度に直接関連する部門で従業員増となっている。



③その他間接効果



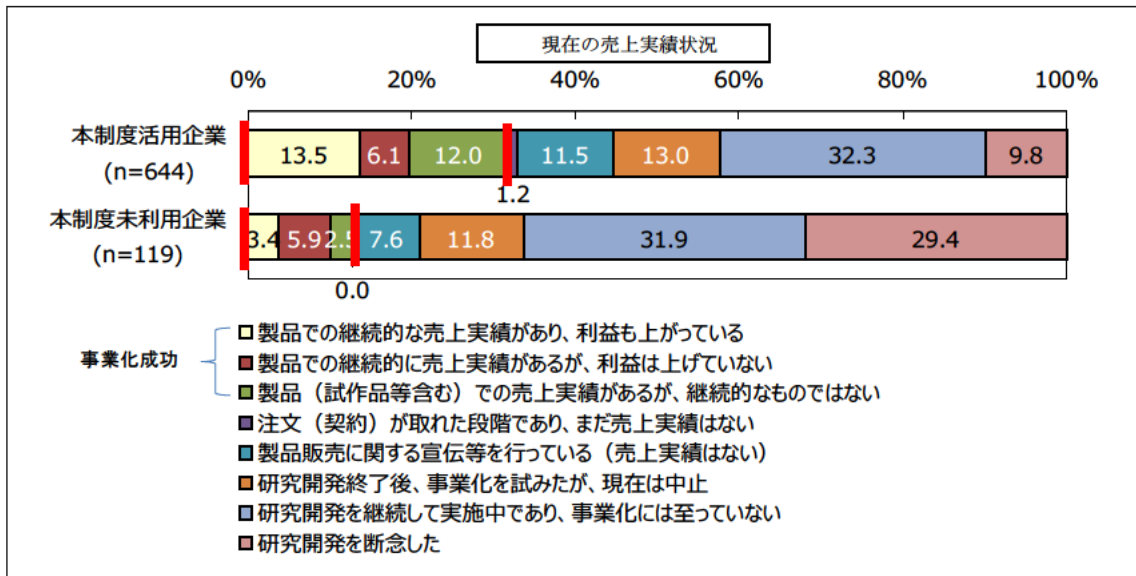
<ヒアリング調査による中小企業・専門家のコメント>

- 川下企業とは、その後の事業においても広く協力関係を構築でき、信頼関係を築いている(中小企業)。
- 国内で最も厳しい使用条件を設けている川下企業のアドバイザー参加と、関連技術分野で権威である大学研究者との産学の強固な連携で、グローバルでも十分通用し他社には真似のできない技術を開発する事ができた(中小企業)。
- 本制度に採択されたことで知名度が向上し、従来とは異なる領域の川下に対しての営業チャネルの拡大は大きな効果である(中小企業)。
- 本制度による研究開発が成功したことにより、先端技術分野の企業とビジネスができ、世の中の先端技術の変遷、製造上の課題を読み取れるようになった(中小企業)。
- 本制度がなければ、技術開発を開始することが出来ず、会社単体としては事業の創出もできず、さらに我が国が当該業界でフロントランナーにはなれなかったと思われる(中小企業)。
- 社外の組織、特に大学や公設試とのコラボレーションにより、ノウハウや技術的な知見をストックすることができた(中小企業)。
- 技術開発で産総研等の研究機関と連携し、先進性のある知見やノウハウを自社に組み込むことができた。本事業で形成したネットワークは大きな資産である(中小企業)。
- 提案書の作成(特に、3年間の研究開発計画及び市場調査や技術の棚卸など)を通じて、自分たちに欠けている部分が明らかにできたことが大きな収穫になった。また、棚卸しによって、外部との協力につながった(中小企業)。
- 本制度に採択されることは一つの信頼性の証である。国として、産業界のみならず、様々な業界にもっと幅広く制度のプロモーションをすることで、制度に対する認知の裾野を広げることができれば、マッチングの機会も増える(中小企業)。

(5) 本制度未利用の中小企業との比較、共同体構成における効果の差異

①売上実績

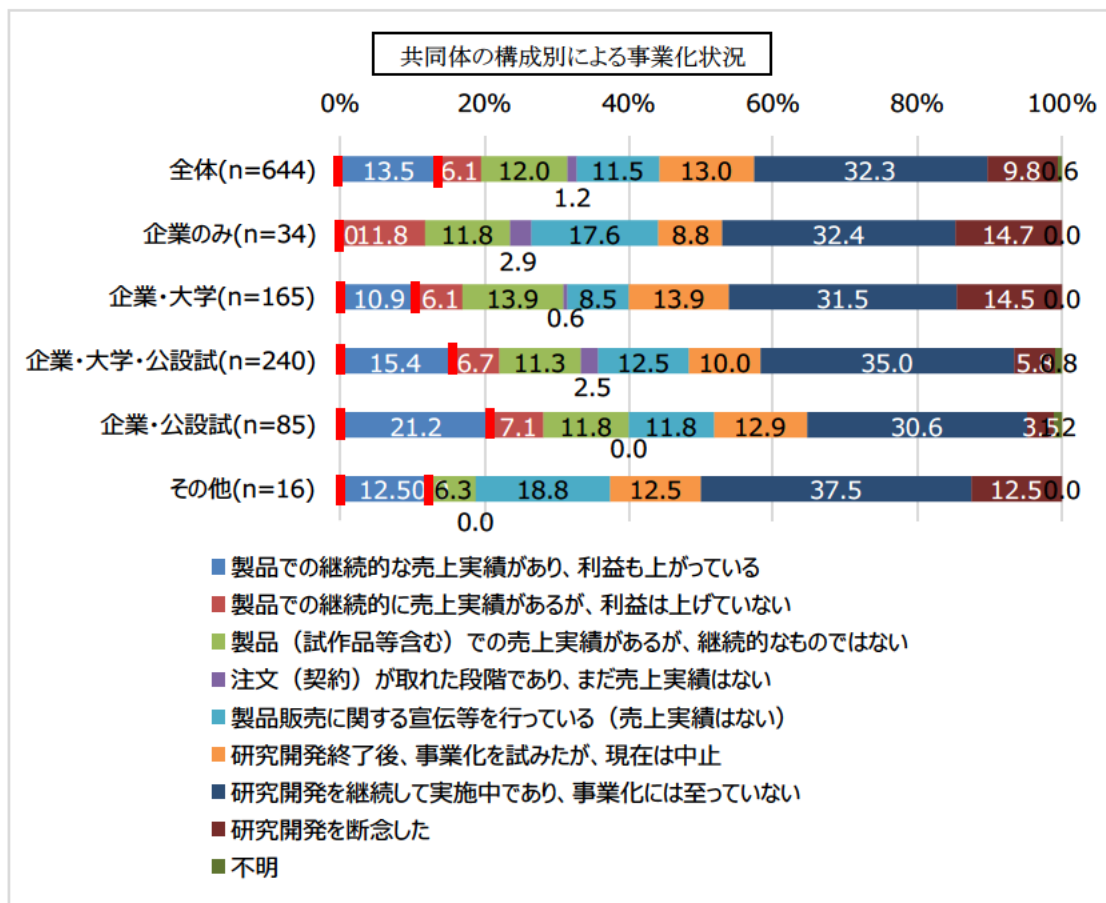
○本制度を活用した企業と、本制度を活用していない企業（中小ものづくり高度化法の認定のみを受けた企業）との間で売上実績を比較すると、事業化が成功しているのは、活用企業約30%、未活用企業10%強となっている。



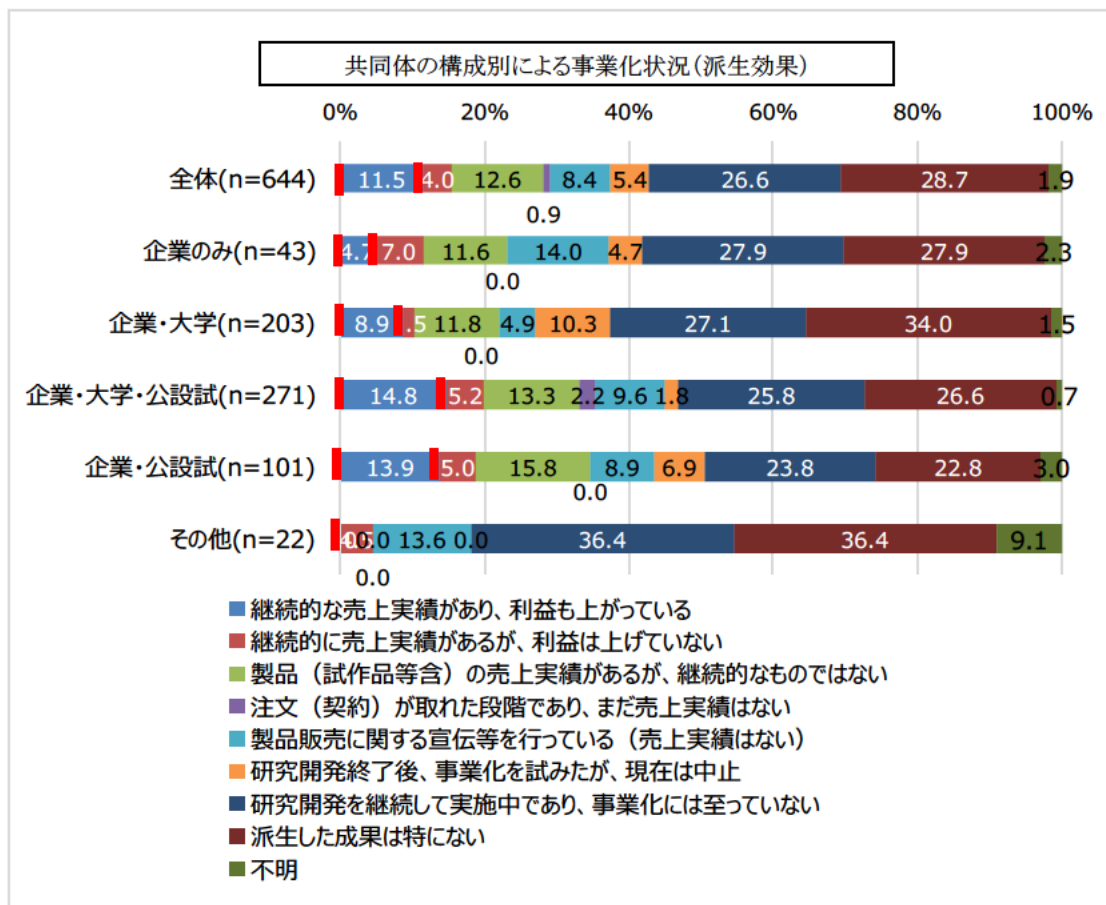
② 共同体の構成別の事業化の状況

○ 共同体の構成別の事業化状況については、「継続的な売上実績があり、利益が出ている」企業はすべて企業と大学や公設試等と連携した共同体によるものとなっており、企業だけの共同体では利益を上げるところまで至っていない。

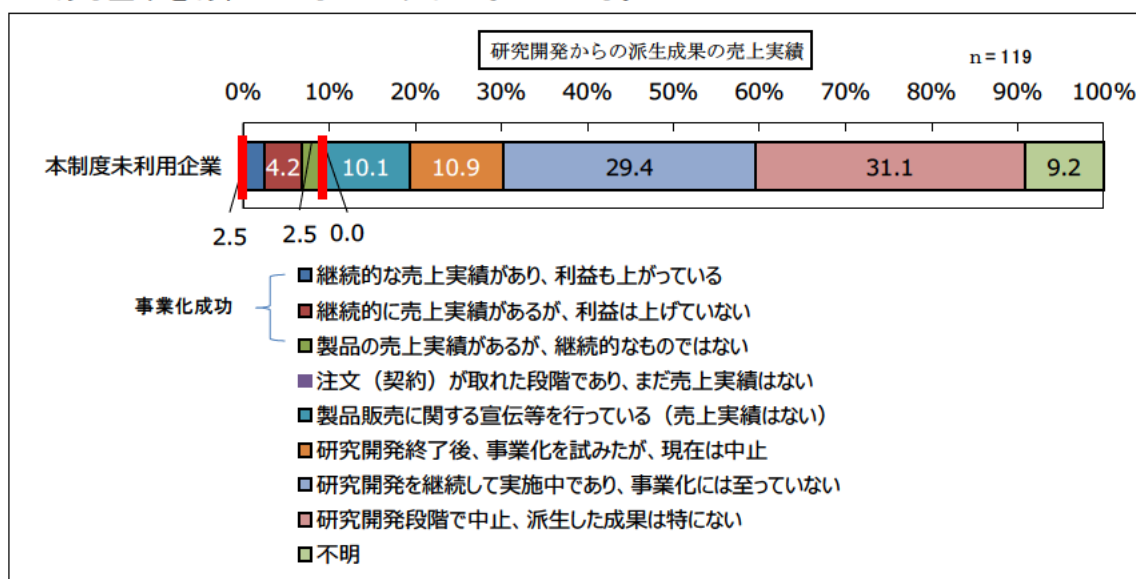
○ また、「継続した売上実績があり、利益が出ている」中でも、企業・公設試の共同体が最も高く、次いで企業・大学・公設試、企業・大学となっており、事業化率については、公設試の参加が貢献している可能性がある。



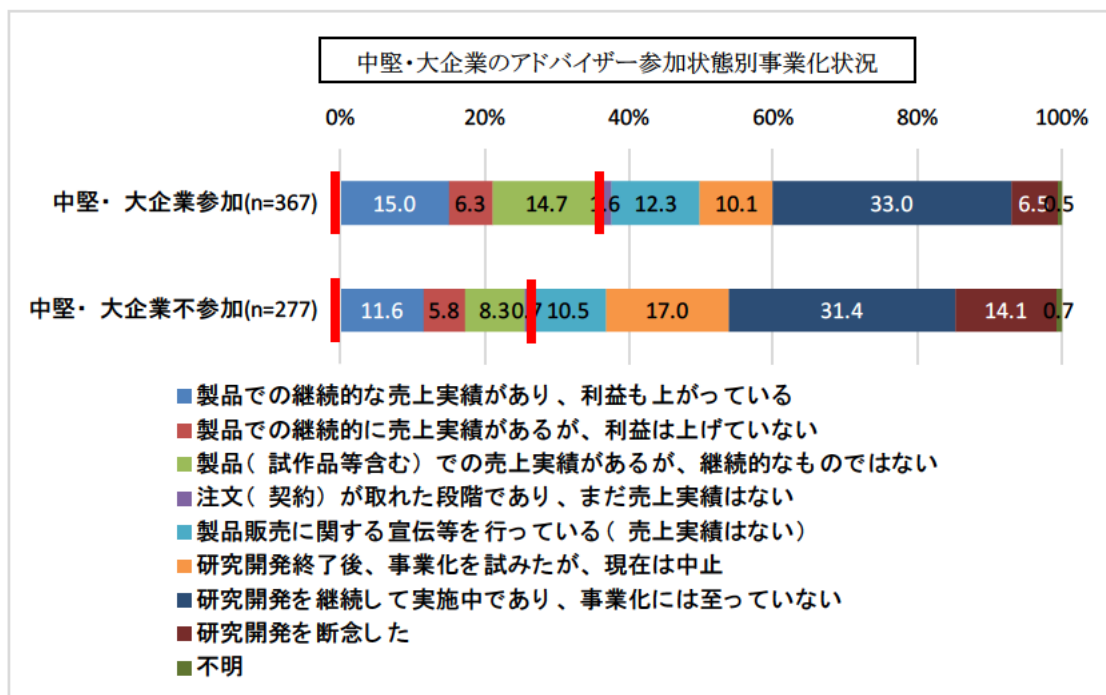
○派生した成果についても、研究開発成果と同様の傾向がみられ、企業のみでの共同体では「継続な売上があり、利益が上がっている」ケースは少なく、公設試や大学等が参加している共同体では利益が上がっているものが存在している。



○未活用企業と派生した成果について比較すると、未活用企業は売上実績が低く、売上実績がある企業をあわせても10%以下となっている。



○中堅・大企業のアドバイザーで、参加しているかどうかによって、事業化達成率に差が生じている。「継続的な売上実績があり、利益も上がっている」や「売上実績があるが、継続的なものではない」では約5ポイントの差がついている。



<ヒアリング調査による中小企業・専門家のコメント>

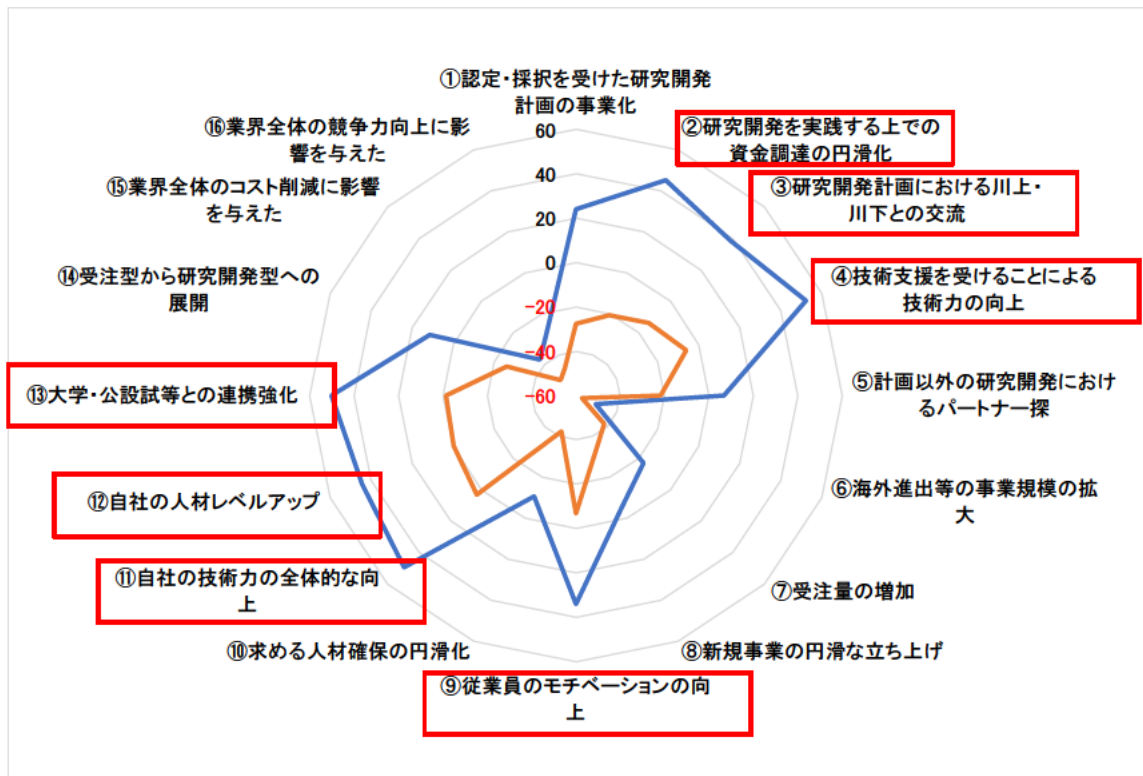
- 製品の検査には多くの費用が必要であるが、検査にあまり費用をかけない方法として試験データを大学や公設試験場と組んで作成して検査を行い、品質を担保する方法がある。従って、公設試験場がメンバーに入っているコンソーシアムは、製品の品質担保、事業化に成功する可能性が高いのでは無いだろうか（専門家）。
- 今後の理想的な共同研究開発体制は、際立った異なる技術を保有し、相互に win-win の関係を構築できる中小企業同士がパートナーとなり、川下事業者のニーズを確認しながら新製品開発を進めることができる体制。これにより、事業化率の向上に繋がる（中小企業）。

③定性的効果

○本制度の活用によって、好影響が生じているのは以下のとおり。

- ・ 研究開発を実践する上での資金調達の円滑化
- ・ 川上・川下との交流の円滑化
- ・ 技術支援を受けることによる技術力の向上
- ・ 従業員のモチベーションの向上
- ・ 自社の技術力の全体的な向上
- ・ 自社の人材のレベルアップ
- ・ 大学・公設試等との連携強化

○特に本制度を活用していない企業との差は大きい。



3. 当省(国)が実施することの必要性

(1) 中小ものづくり高度化法における位置付け

(資金の確保)

第六条 国は、認定計画に従って行われる特定研究開発等に必要な資金の確保に努めるものとする。

(2) 平成18年度事前評価時における評価

①国の制度としての妥当性

○我が国重要産業の競争力の持続的な維持・強化という観点から、経営基盤の脆弱な中小企業に対し、資金支援や優遇措置等、競争力の強化に向けた施策を講じる必要性は高い。

②国の関与に対する必要性

○川上・川下間の情報の非対称性、研究開発における不確実性、人材確保・育成の困難性といった課題は、我が国産業を巡る変化の中で生じている構造的な課題であることから、産業構造を俯瞰し、最適な川上・川下関係の構築や市場環境の整備を図る上で、国の関与は不可欠。

○求められる技術の高度性・専門性ゆえに、研究開発の不確実性・リスクが増大し、研究開発の実施を市場原理に委ねておくと、経営資源の脆弱な中小企業において、必要な取組が進まず、その結果、我が国重要産業の競争力に重大な影響を及ぼす。

(3) 事業の必要性

○本事業は、「中小ものづくり高度化法」に基づき、国の守るべき基盤技術を特定基盤技術に限定し、研究開発計画の法認定を受けた事業者が技術開発を支援するもの。認定研究開発計画のうち、ハイリスクで波及効果の高い革新的なプロジェクトを選定している。

○本事業を通じて多くの中小ものづくり企業が付加価値の高い製品を生み出し、また、新たな雇用を創出することにつながるだけでなく、我が国製造業の基盤の強化・新産業の創出を通じて多大な波及効果も期待できるものであるから、国として実施する必要性が極めて高い。

(4) 政策的位置付け

①新産業創造戦略2005 (平成17年6月)

○高度部材産業・基盤産業への施策の重点化

②新成長戦略 (平成22年6月)

○研究環境改善と産業化推進の取組を一体として進めることにより、イノベーションとソフトパワーを持続的に生み出し、成長の源となる新たな技術及び産業のフロンティアを開拓していかなければならない。

○イノベーション創出のための制度・規制改革と知的財産の適切な保護・活用を行う。

③中小企業憲章 (平成22年6月)

- 中小企業の技術力向上のため、ものづくり分野を始めとする技術開発を支援する。
- 経営革新や技術開発などを促すための政策金融や、起業、転業、新事業展開などのための資金供給を充実する。
- 業種間連携などの取組を支援し、力の発揮を増幅する。

④日本再興戦略（平成25年6月）

- 医療、環境分野等の成長分野に中小企業・小規模事業者が直接参入しやすくする。

⑤日本再興戦略改訂2014 -未来への挑戦-（平成26年6月）

- マーケットインの発想に基づく産学官連携による製品開発を促進するため、デザイン等を追加する。

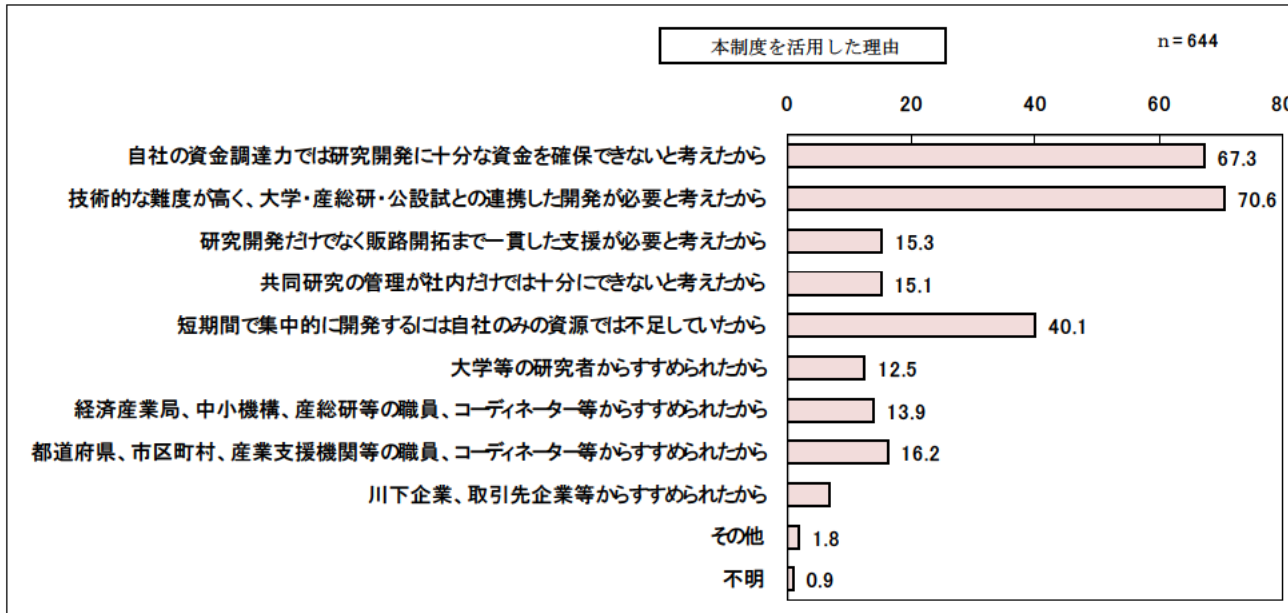
⑥未来投資戦略2017（平成29年6月）

- 中小企業・小規模事業者の技術開発からその事業展開における第4次産業革命への対応に向け、中小ものづくり高度化法の指針などを含め技術開発の枠組みについて、IoT や AI 等の技術革新を一層取り込み付加価値向上を進めるための見直しを本年度中に行う。

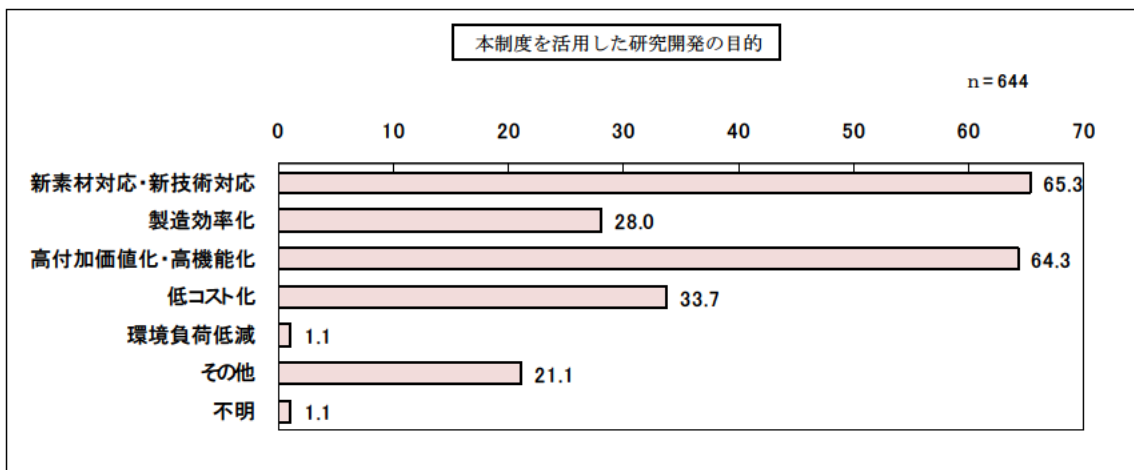
(5) アンケート調査に基づく本制度の必要性

①本制度活用の理由・目的

○本制度への応募理由は、「自社の資金調達力では研究開発に十分な資金を確保できないと考えたから」と「技術的な難度が高く、大学・産総研・公設試との連携した開発が必要と考えたから」が7割前後となっている。



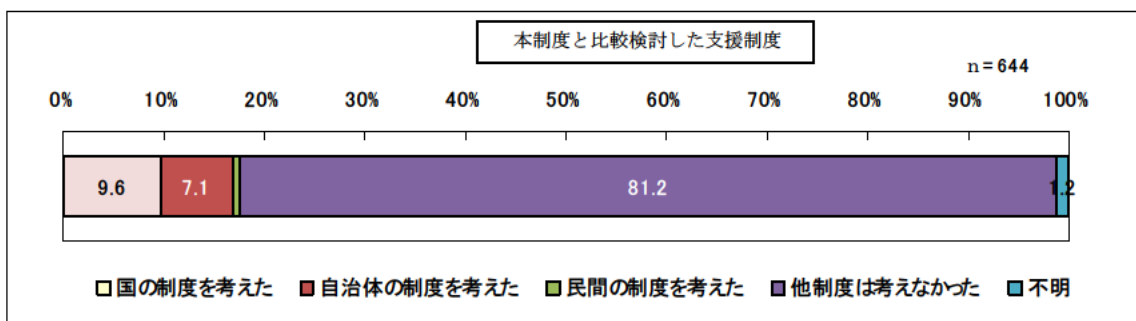
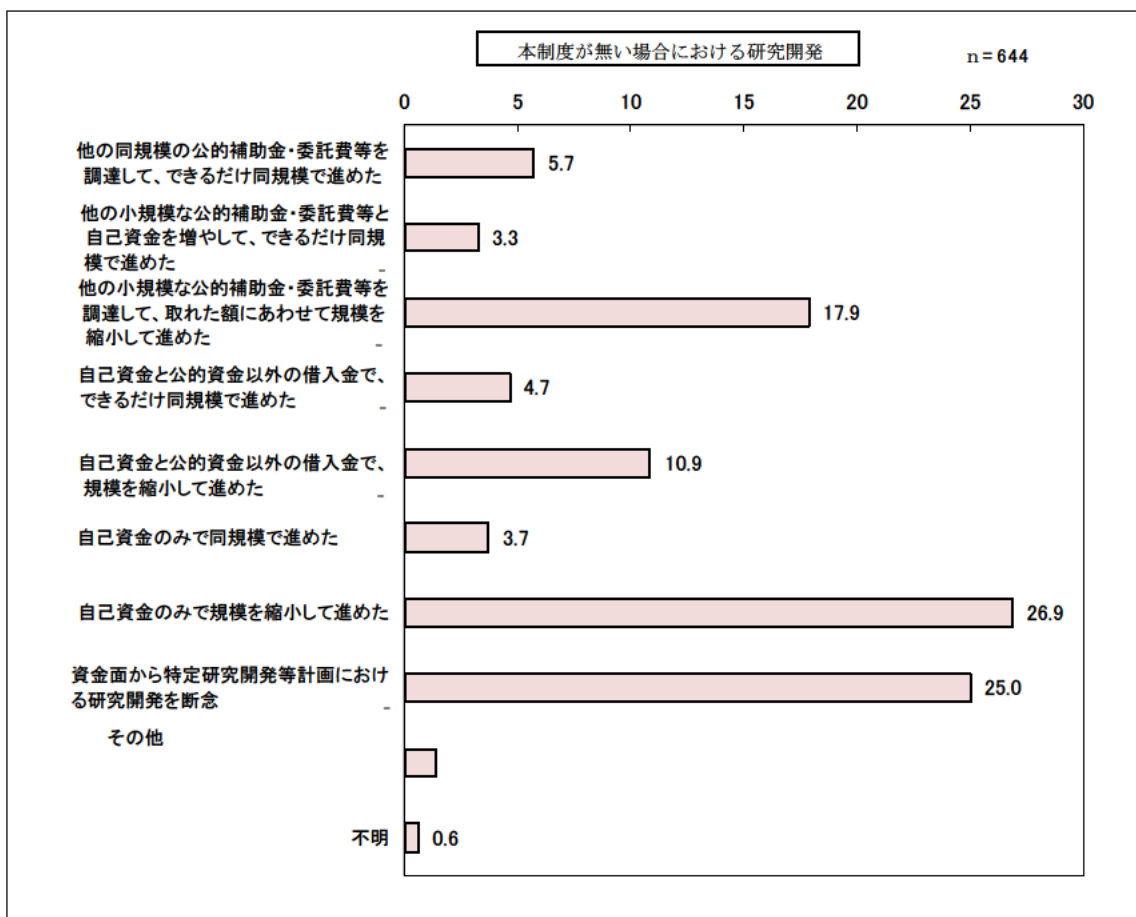
○研究開発の目的は、「新素材・新技術対応」と「高付加価値化・高機能化」が半数を超えており、チャレンジングな研究開発に取り組まれている傾向。



②本制度が無い場合における研究開発

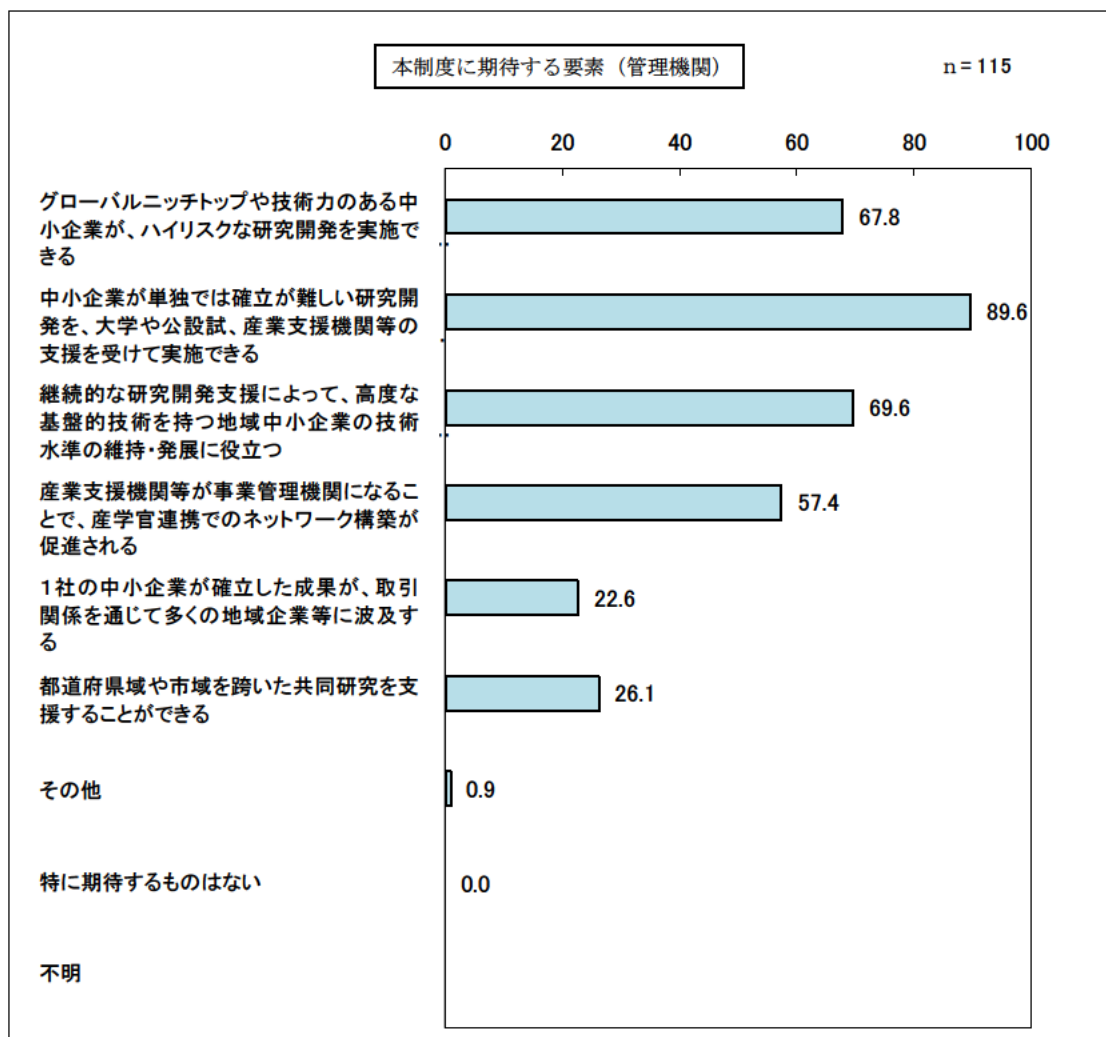
○本制度が活用できない場合、「自己資金のみで規模を縮小して進めた」と「資金面から特定研究開発等計画における研究開発を断念した」が1/4前後で多く、次いで「他の小規模な公的資金を調達し、取れた額に合わせて規模を縮小して進めた」が続いている。できるだけ同規模で実施するという企業は約15%と少なく、本制度は研究開発規模に影響を与えていることが見られる。

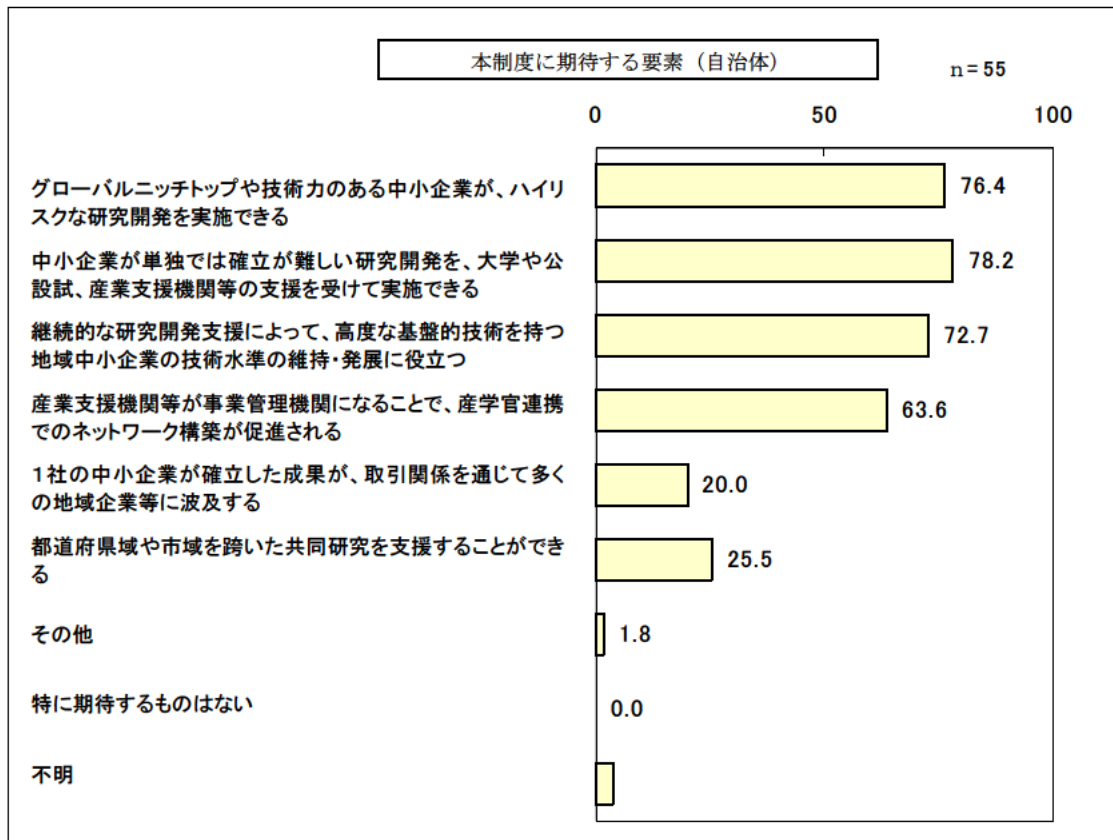
○さらに、本制度の活用の際、他の支援制度との比較は行われていないことから、類似制度が存在しないことが考えられる。



③本制度に期待する要素

○本制度に期待する要素として、事業管理機関、自治体ともに、「中小企業が単独では確立が難しい研究開発を、大学や公設試、産業支援機関等の支援を受けて実施できる」が最も多く、「グローバルニッチトップや技術力のある中小企業が、ハイリスクな研究開発を実施できる」や「継続的な研究開発支援によって、高度な基盤的技術を持つ地域中小企業の技術水準の維持・発展に役立つ」がそれに次いでおり、中小企業の技術力の向上、維持、発展等の効果が期待されている。





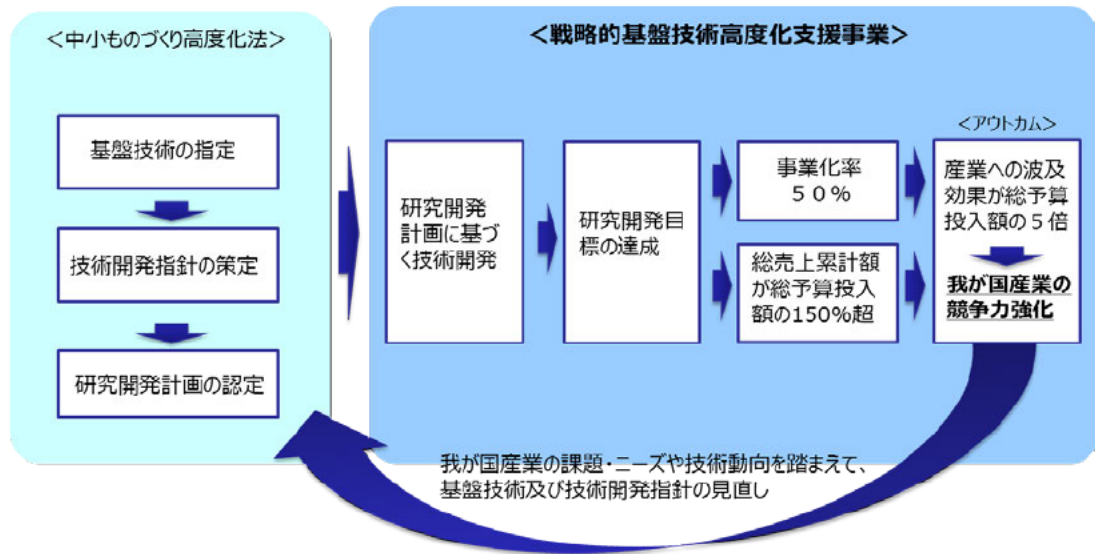
<ヒアリング調査による中小企業・専門家のコメント>

- 制度で資金面でのリスクが軽減されたため、より挑戦的な研究開発を行えたことは、中長期の視座で見ても、当社の経営にとっても大きな意味があると思う（中小企業）。
- 本制度の最大の存在理由は、中小企業が本来ならば資金・人材面で困難である、新たな（最新）研究開発への一歩を後押しすることにある。他省庁の補助金は、大企業や大学向けである（専門家）。
- 地方自治体の補助金等は単年度が多く、金額も小さく、継続性がない。また、ビジネスパートナーの面でも矮小である。本制度は継続性があり、規模も大きく、グローバル展開への対応も期待されることから、国が関与する必要がある（専門家）。

4. 事業アウトカム達成に至るまでのロードマップ

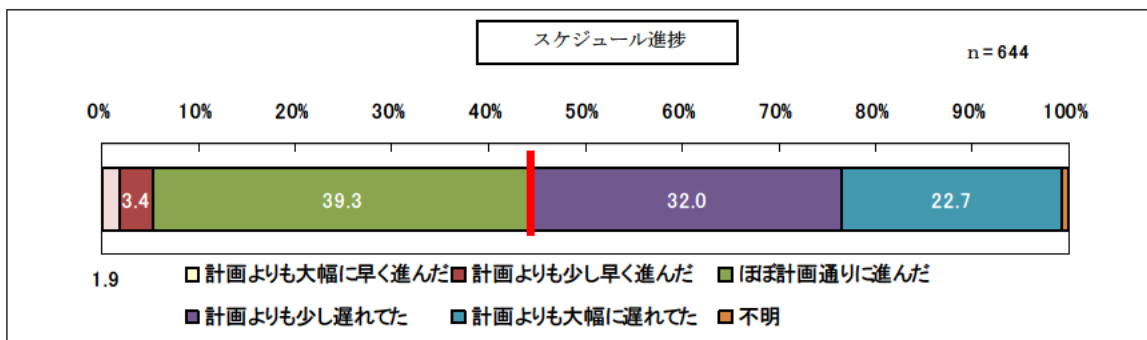
(1) 制度全体のロードマップ

- 本制度は、中小ものづくり高度化法の法認定計画に基づく研究開発が対象であり、研究開発の成功に加え、その事業化や川下企業等への波及効果をアウトカムとして設定している。これらを通じて、我が国製造業の国際競争力の強化及び新たな事業の創出を図ることとしている。
- また、中小ものづくり高度化法の指定技術や技術指針についても、内外の技術動向や産業ニーズ等を踏まえ随時見直してきており、平成29年度中にIoTやAI等の活用した技術開発の方向性を新たに技術指針に盛り込むべく改正作業を進めているところであり、時代に沿った研究開発の取組を推進していくこととしている。

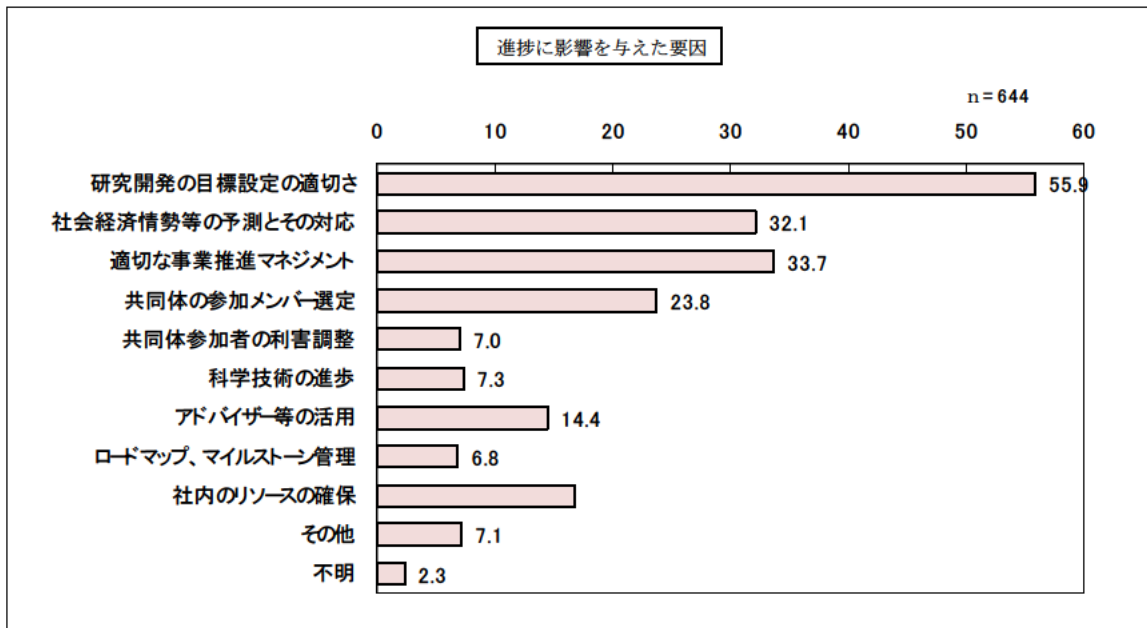


(2) 個別プロジェクトの進捗状況

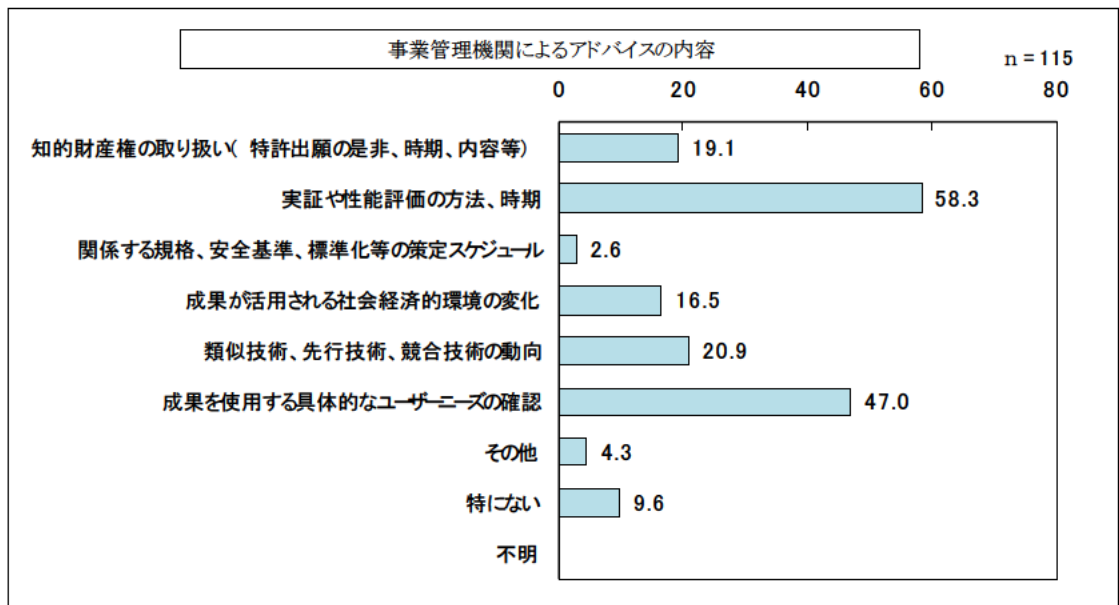
- 本制度における研究開発について、着実に事業化に向けた取組が進められている一方、その進捗については、ほぼ計画通りが約40%と多い一方、「少し遅れた」と「大幅に遅れた」が合わせて半数に上っている。



○事業の進捗に与えた要因について、「目標設定の適切さ」が約 55%と最も多く、次いで「適切な事業推進マネジメント」や「社会経済情勢等の予測とその対応」となっている。

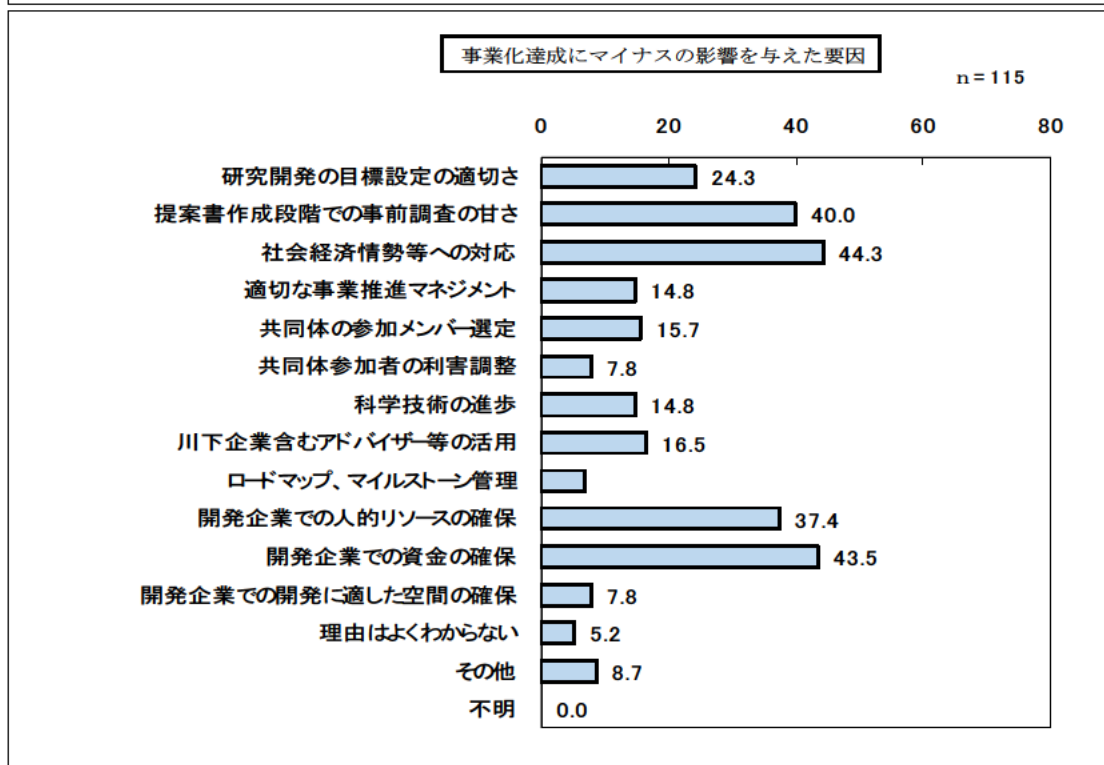
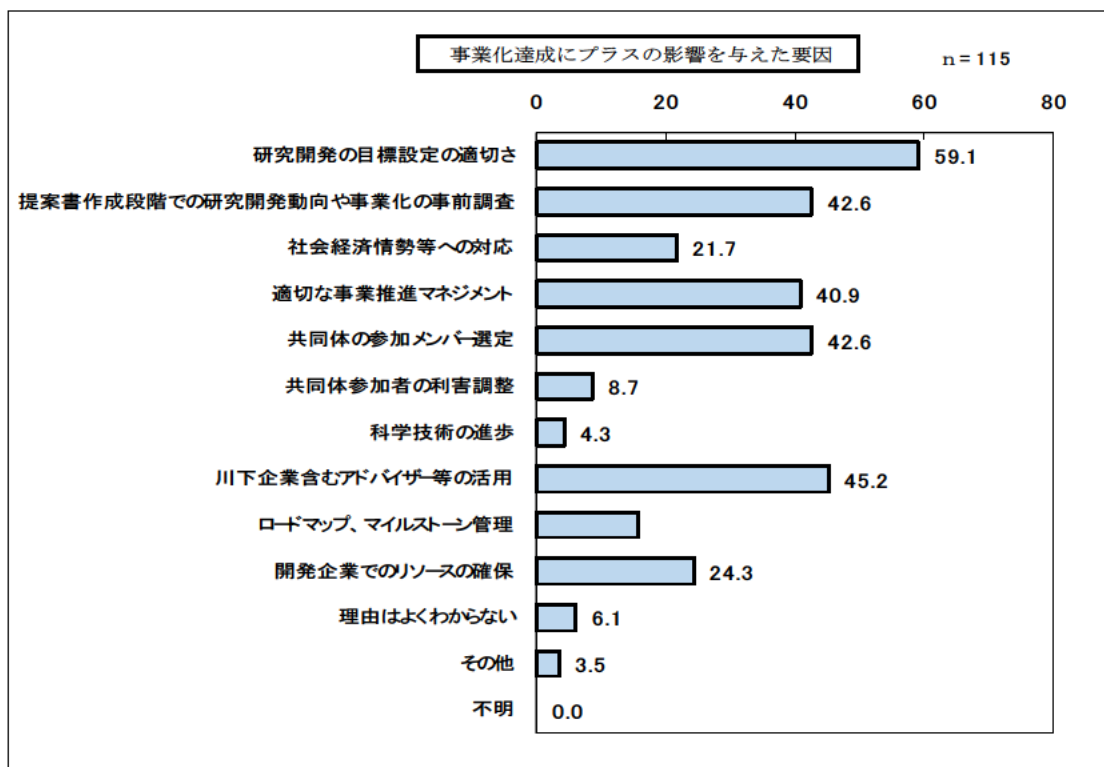


○事業管理機関が研究開発のスケジュールの作成、見直しに当たってアドバイスをする際の視点としては、「実証や性能評価の方法、時期」や「成果を使用する具体的なユーザーニーズの確認」が多い。



○また、共同体の運営に関して、事業化の達成にプラスの影響を与えた要因は、目標設定の適切さ、入念な事前調査、適切な事業推進マネジメント、共同体の参加メンバー選定、アドバイザー等の活用となっており、計画段階での準備の重要性が見て取れる。

○一方、マイナスの影響を与えた要因は、事前調査の甘さ、社会経済情勢等への対応、開発企業での人的リソースの確保、開発企業での資金確保となっている。計画段階だけでなく、外部要因が悪化した際のリカバリー、開発会社の粘りが必要となっていることが見られる。



5. 制度の実施・マネジメント体制等

(1) 制度の運営について

○経済産業省本省が制度設計・予算要求を担当し、各管区の経済産業局にて、採択等の執行業務を実施。

(2) 採択プロセスについて

○事業者の採択にあたっては、以下の審査基準にて審査を実施。

<審査基準> ※公募時点で公表

I. 技術面からの審査項目

- ①技術の新規性、独創性及び革新性
- ②研究開発目標値の妥当性
- ③目標達成のための課題と解決方法及びその具体的実施内容
- ④研究開発の波及効果

II. 事業化面からの審査項目

- ①目標を達成するための経営的基礎力
- ②事業化計画の妥当性
- ③事業化による経済効果

III. 政策面からの審査項目

- ①産業政策との整合性
- ②中小企業政策との整合性

上記、審査基準に基づき、外部有識者による技術面、事業化面での審査、国による政策面の評価を実施後、外部有識者による審査委員会を経て採択者を決定。

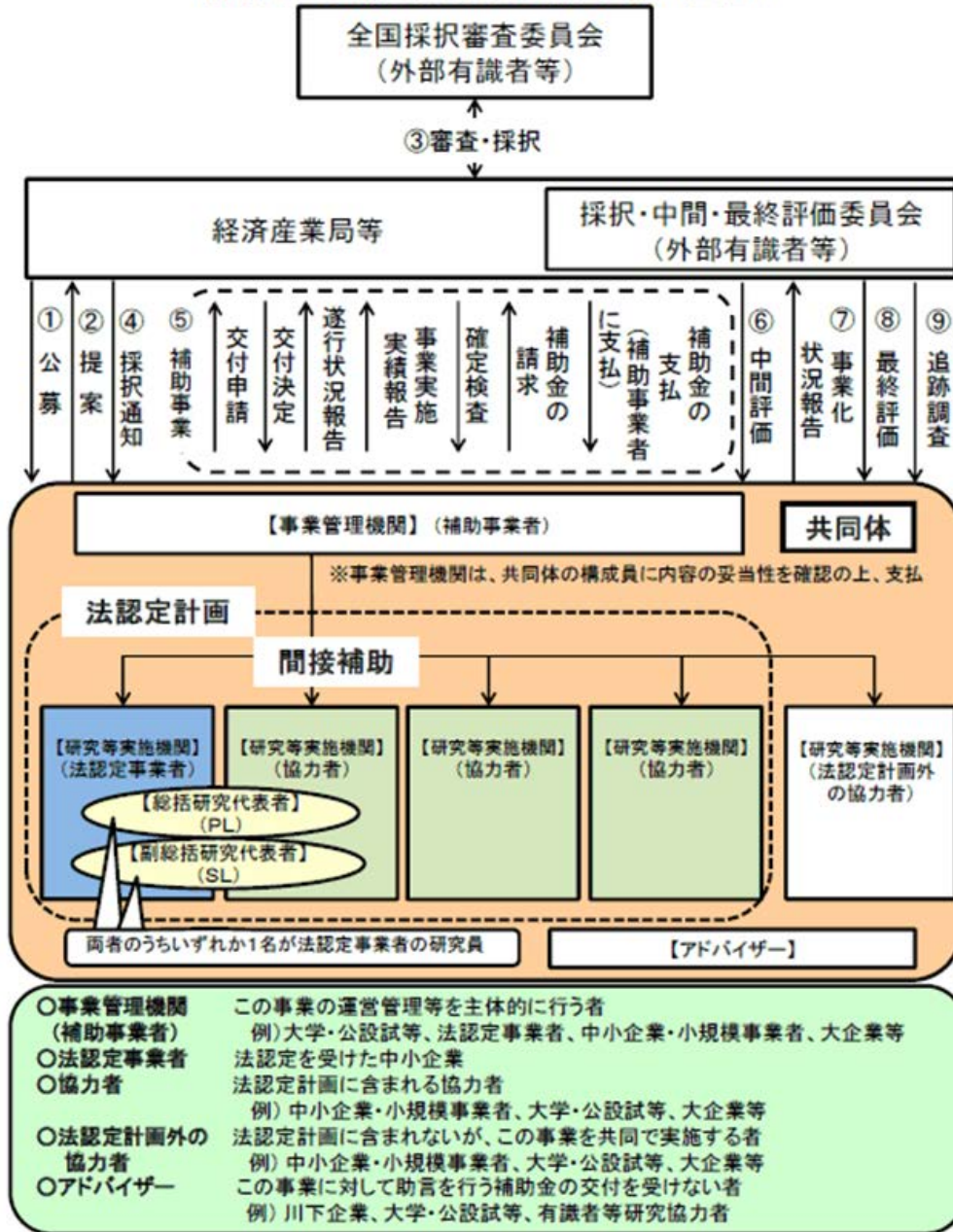
(3) 事業実施中のフォローアップ

○各事業年度の終了後、外部有識者による評価委員会が進捗組状況を評価し、必要に応じて助言やプロジェクトの中止や見直しを図っている。

(4) 成果普及の取組

○事業実施後、研究開発成果等報告書、成果事例集を作成し、中小企業庁ウェブサイト公表することで当該成果の普及に取り組んでいる。

戦略的基盤技術高度化支援事業の仕組み

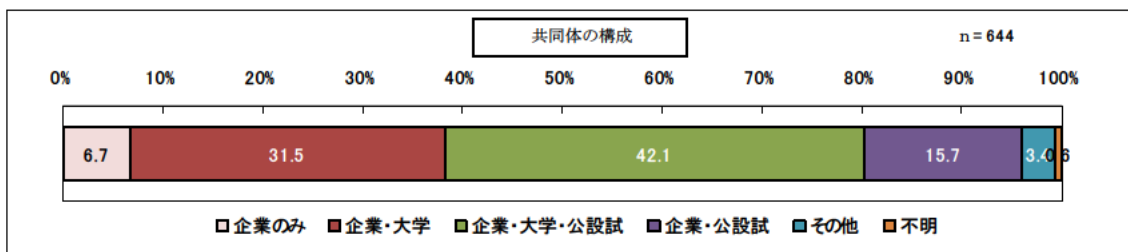


<ヒアリング調査による中小企業・専門家のコメント>

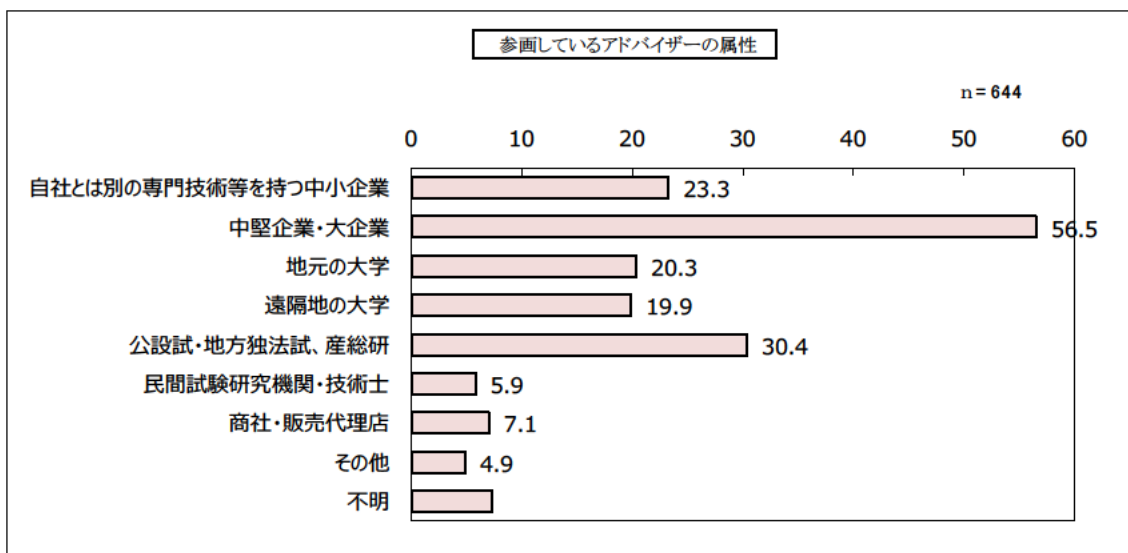
- 外部審査(最終・中間評価)は、開発製品に対するネガティブな意見を聞ける非常に貴重な機会であり、企業が先生方の発言の真意を確認拝聴できるだけの時間の確保を希望する(中小企業)。
- 評価をしていただいた先生とは今でも相談するなど付き合いがある(中小企業)。
- 自動車メーカーの技術者は、本制度の成果報告書をよく読み込んでおり、開発した技術の問い合わせを受けることもある(中小企業)。
- プロジェクトに事業化の可能性があるかの観点を重視し、採択審査の入り口でのチェック体制を強化すべきだと考える。また、評価委員をシンクタンク等でチェックする仕組みがあってもよい(専門家)。
- 技術専門家、プロマネの登録など人材プールのような仕組みを作成して、経済産業局からプロデューサー等の紹介をして、コーディネートしてもらおう仕組みが必要である。事業化段階からでなく最初から入り一貫通貫して面倒をみることも必要である(専門家)。

(5) 共同体の運営

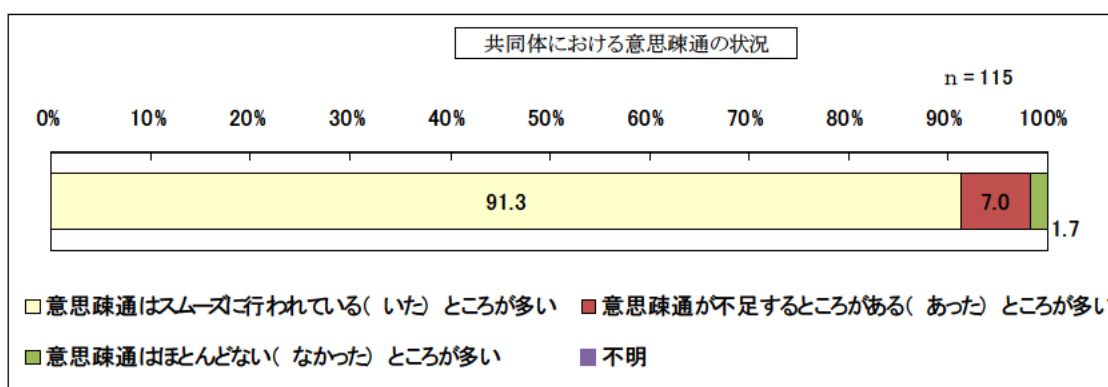
○本制度における共同体は、企業・大学・公設試が参加しているものが約4割、企業と大学が約3割、企業のみは10%に満たない状況となっている。



○また、アドバイザーとして参加している機関については、中堅企業・大企業が半数以上を占め、次いで公設試・地方独法試・産総研の1/3となっている。



○アンケート調査によれば、共同体の運営、構成メンバーについては、概ね問題なく、研究開発がスムーズに進められてきていたとみられる。

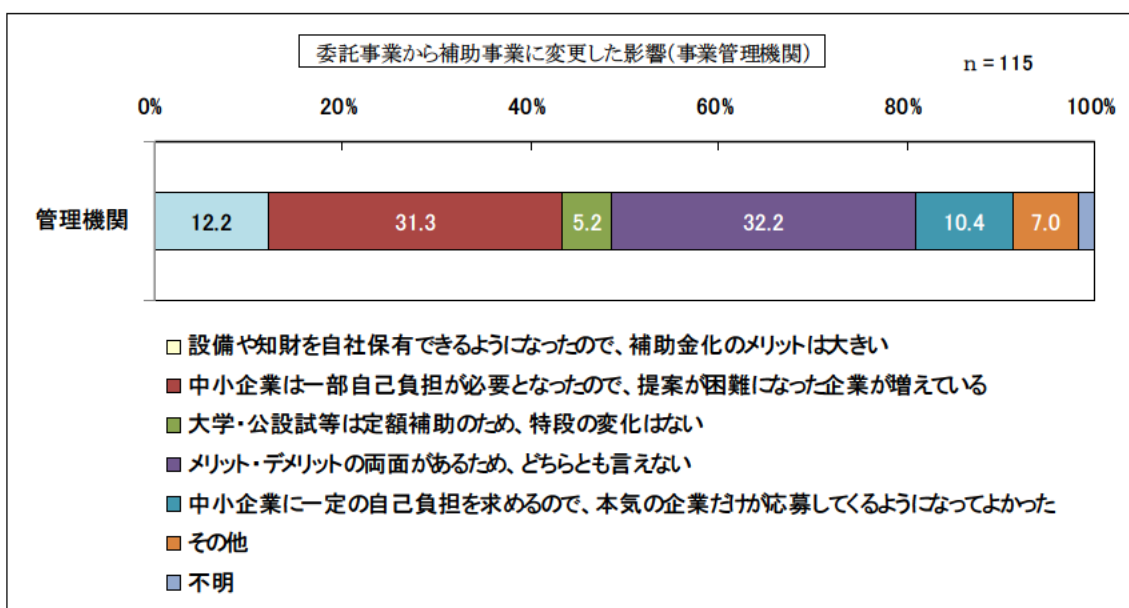
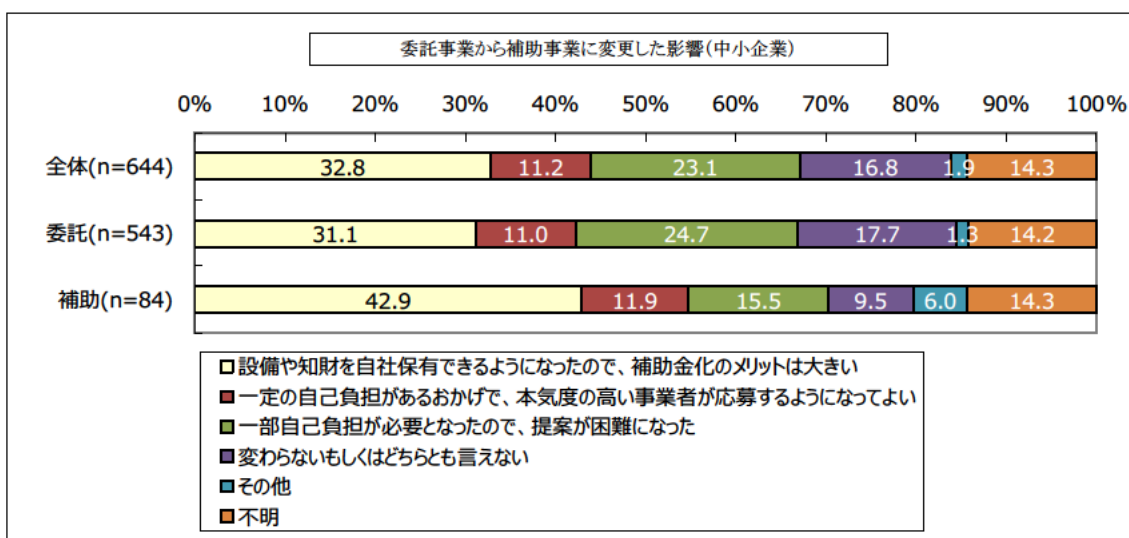


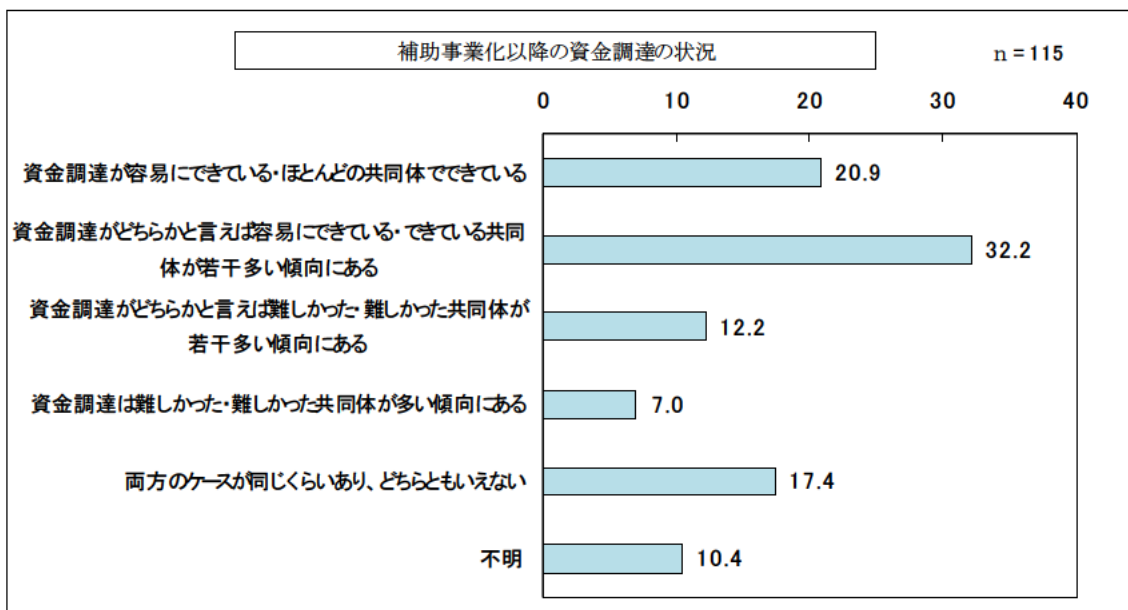
(6) 制度の見直しの評価、今後の見直しに関連する評価

①補助金への移行効果

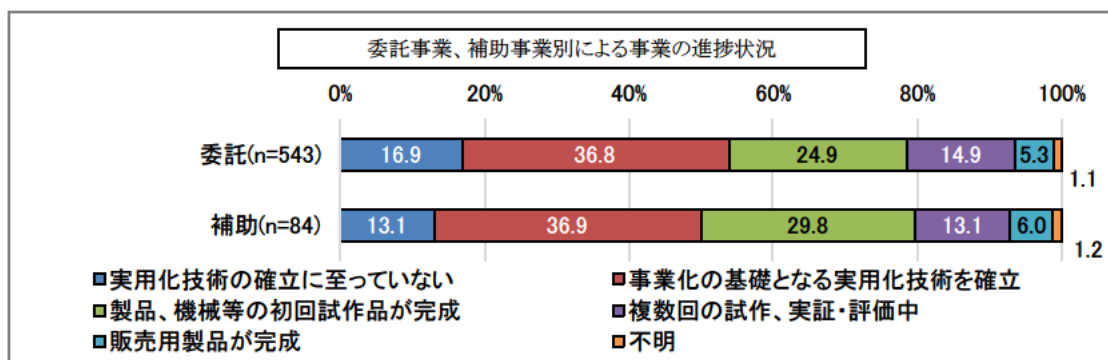
○平成26年度から補助事業になった点について、制度を利用した中小企業の評価として、「設備や知財を自社保有できるようになったので、補助金化のメリットは大きい」が約30%最も多く、次いで「自己負担が必要になり提案が困難になった」が約25%となっている。補助事業で採択されている企業では、補助金化のメリットは大きいと評価する傾向がある。

○対して、事業管理機関の評価では、「設備や知財を自社保有できるメリットは大きい」よりも、「自己負担が必要になり提案困難な企業が増えている」が約1/3と多い。また、補助事業になって以降の共同体内における資金調達状況について、事業管理機関の判断では、資金調達が容易にできている企業は半数を超えており、資金調達が難しいとするケースは2割程度となっている。





○現状、平成25年度までの委託事業と平成26年度からの補助事業での事業終了後段階での研究開発進捗について大きな差はみられない。

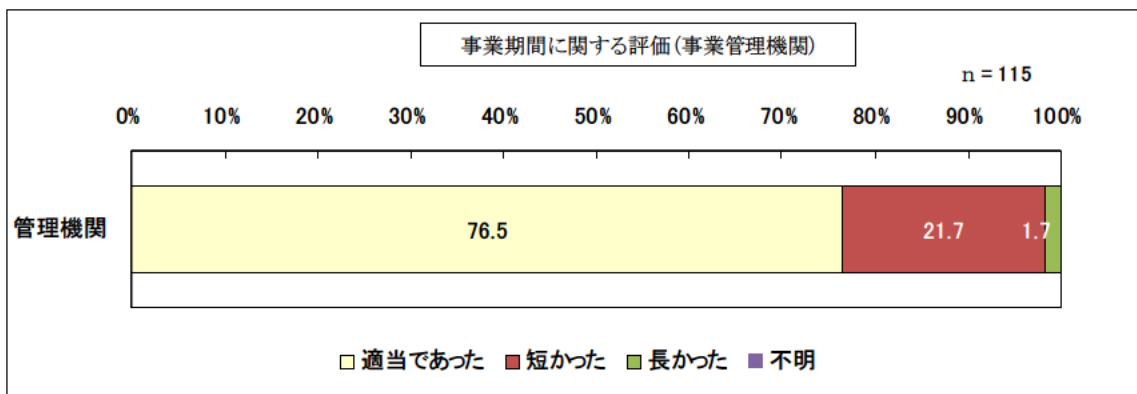
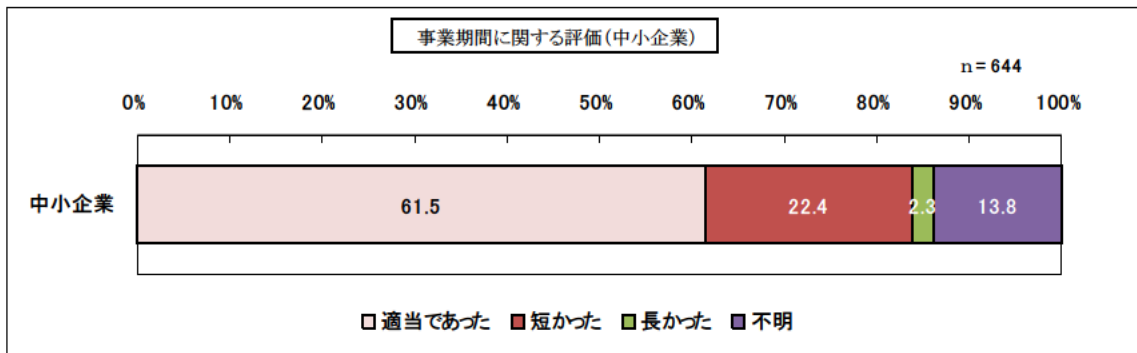


<ヒアリング調査による中小企業・専門家のコメント>

- 1/3の自己負担は、アイデアを持つ企業のトライアルを躊躇させ、結果として新たなイノベーションの機会を喪失させる事態を招くのではないかと懸念。自己負担を理解した上でやる気を出した企業を採択したいという気持ちは分かるが、100%委託費で本当に成果を出せる場所を選別することはできないか（中小企業）。
- 事業の進捗と市場のスピードを判断して事業化を急ぎたい中、3年の事業期間を2年に短縮することを考えた場合、補助の方が委託よりもやりやすくなっていると思う（中小企業）。
- ものづくり補助金の方が使いやすい。サポインは金額を落としてもよいので委託費に戻して欲しい。会社の規模を考慮せず資金の使い方等が一律なのはおかしい。企業の規模により補助率に融通が利く仕組みであるとよいと考える（中小企業）。
- 中小企業にとって、自己資金を投入するのはハードルが高い。イノベーションの実現を国として推進するのであれば、是非、委託事業型へ戻す事の検討を願いたい（専門家）。

②事業期間の妥当性

○本制度の事業期間は2～3年となっているが、この点について、中小企業、事業管理機関ともに「適当」とする意見がもっとも多い。

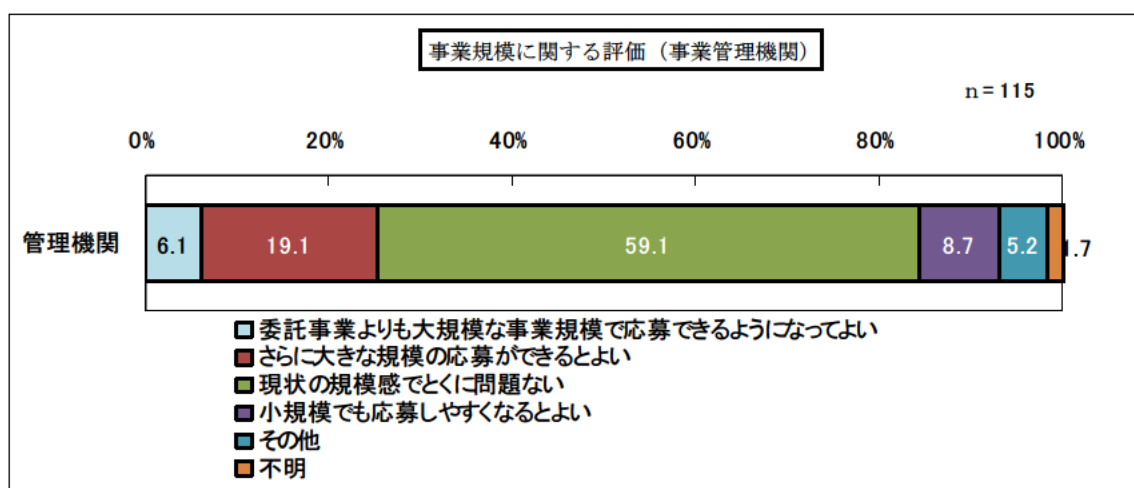
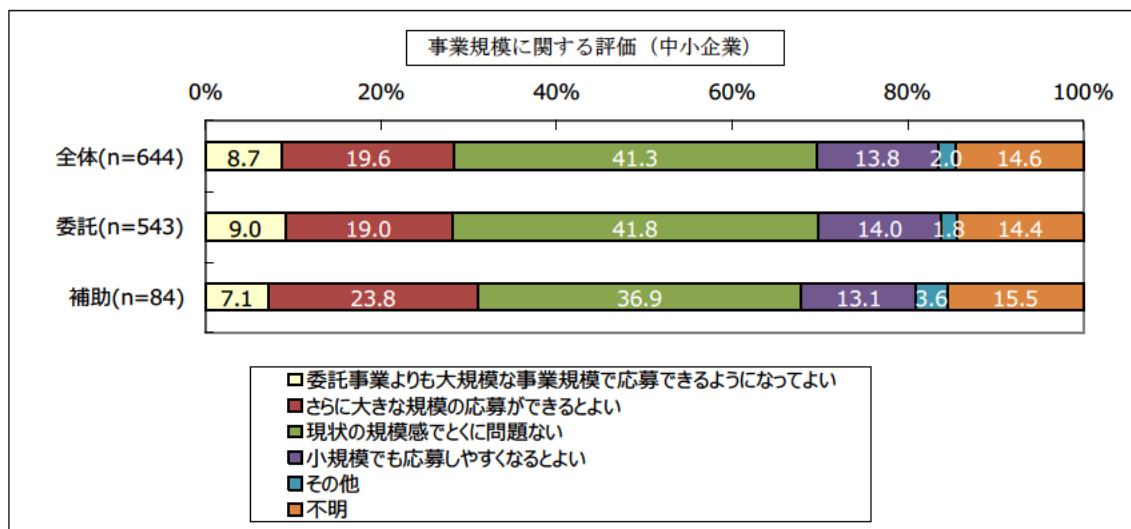


<ヒアリング調査による中小企業・専門家のコメント>

○採択が決まったらすぐ着手できるようにしてほしい(中小企業)。

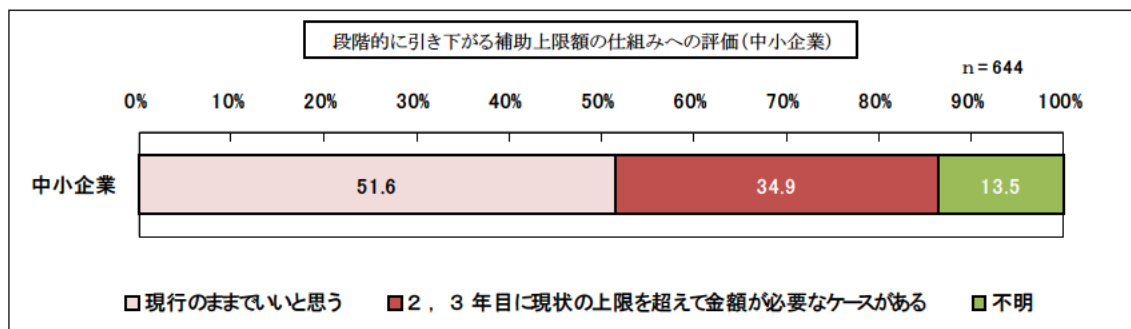
③事業規模

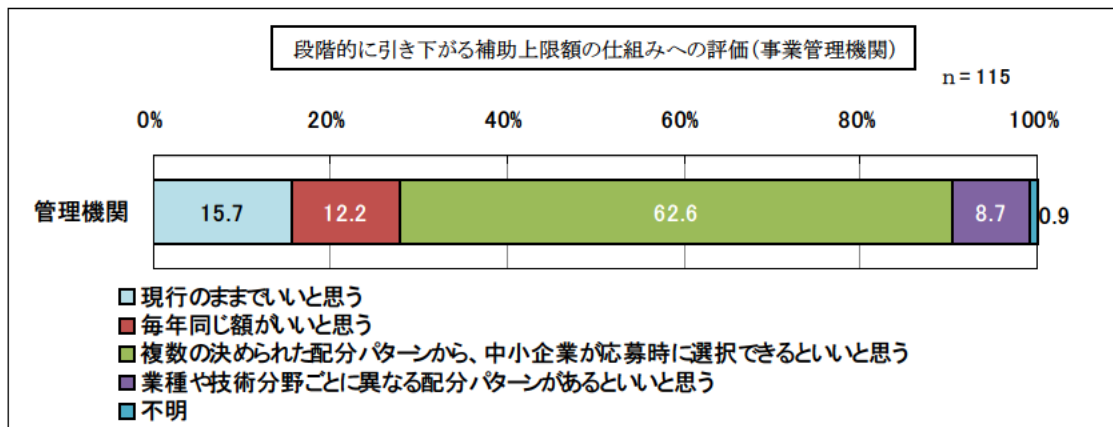
○事業規模については、中小企業、事業管理機関ともに「現状の規模感で特に問題ない」が最も多い。他方、「より大きな規模の応募ができる」とよいが20%弱あり、一部、大規模な事業への対応が望まれている。



④段階的に引き下がる補助上限額の仕組み

○現行制度の段階的に補助上限額が引き下げられるスキームについて、中小企業では「現行のままでいいと思う」が約半数を占めるが、一方で、「2、3年目に現状を超えて金額が必要なケースがある」も約1/3と多い。事業管理機関では、応募時に選択できるようにするとよいとの意見が多い。



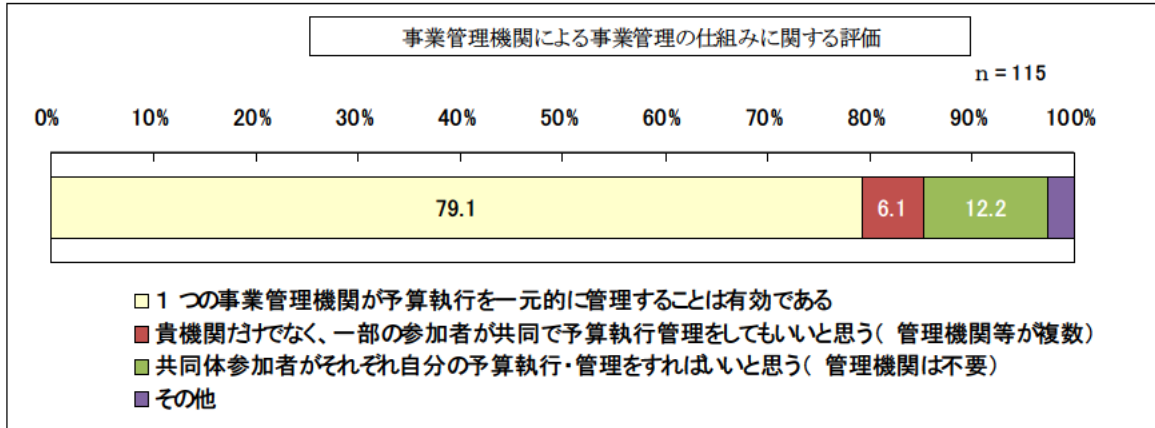


<ヒアリング調査による中小企業・専門家のコメント>

- 初年度の実施期間が短いことがネックである。ソフトウェア開発を行う当社の場合は人件費が大部分を占めるため1年目にどれだけ人を投入するかが難しいポイントである。金額の配分をある程度自由にできるようになるとよい(中小企業)。
- 現制度では自己資金を10月以降に急遽投入する必要が生じるため社内的な理解が得にくい側面がある。1年目の実施期間が短いにも関わらず、消化する金額が最も大きいため、1年目の期間が長く確保されるのが望ましい(中小企業)。
- 資金については、企業が個別に必要な金額と利用計画を自主申告する仕組みにするべきである。いつ、いくら資金が必要かを申告制にすることで企業に責任を持たせることができる(中小企業)。
- 普通は最初が少なく、試作品作成する最後の段階で補助金を多くするべきである。市場に出すための試作品作成(事業化)間際に資金が必要となる。また、3年間のトータル額として、コンソーシアムと国が資金負担率を担保する仕組みでも良いのではないかと(専門家)。
- 事業開始時に、資金全体の計画について責任を持って決めさせたら、配分は事業者にある程度融通をきかせても良いと思う。ただし、完全に自由ではなく上限、下限を設けることが重要であり、且つ達成できない場合は返還させるようなペナルティーを課しても良いと思われる(専門家)。
- 補助金の段階的引き下げについては、例えば機械の設備投資のみは設置(買取)期間の融通性を持たせるようにすれば、費用対効果がさらに拡大すると思われる(専門家)。

⑤事業管理機関の在り方

○一つの共同体における予算執行管理について、現状のスキームである事業管理機関が一元的に管理する現在の方法が有効であるという意見がほとんどを占めている。



⑥その他

<ヒアリング調査による中小企業・専門家のコメント>

- 他省の補助金と比較すると、求められる書類等の負担が大きい(中小企業)。
- 新しい技術成果の認知度を高め、潜在的なニーズを顕在化する需要に高めていく上で、展示会に出展してのプロモーションは不可欠である。この点でのサポートの重要性は研究開発そのものと比べて劣るものではない(中小企業)。
- 研究開発の途中で、メンバーを更新したり、新たなメンバーを柔軟に組み込めたりする仕組みがあってもいいのではないかと(中小企業)。
- 成果の海外展開、海外との連携を考えた場合の支援策があるとよい(中小企業)。
- グローバル化を考えている製品について、海外特許申請にJETROの半額助成を利用して400~500万以上要した。本制度でも海外特許取得までの支援があるとよい(中小企業)。
- フォローアップ調査、専門家派遣、金融機関紹介などを行っているが、もう少しモチベーションが上がる仕組み、例えば成功した事業に関して、表彰するような仕組み等があってもよいのではないかと(専門家)。
- サポイン事業においては、国(局)が学識経験者やプロデューサー等の人材プールを作成して、必要なサポート人材を紹介するなどのシステムが必要であると(専門家)。
- 大学の研究員レベルの人材(大学院生)を、事業者がインターンシップとして受け入れることが有効であると(専門家)。

6. 費用対効果

- 2～3ヵ年のプロジェクト終了後、8年を経過しているプロジェクトは平成18年度の採択案件のみであるため、当該年度の採択案件について、アンケート調査により売上額を調査。64億円の予算投入額に対して、関連する売上額累計が回答27件のうち実績のある11件で305.1億円、4.8倍となっている。
- さらに、産業連関表による波及効果について54部門表を用いて分析。本制度に関連する売上によって波及的に生み出される1次効果が、648.4億円、1次効果による所得増を通じた消費誘発によって生み出される2次効果が253.0億円、合計901.4億円となり、総予算64.0億円に対して14.1倍の実績となっている。

(単位：億円)

年度	実績		アンケート			倍率
	予算額	採択件数	売上額累計	対象件数	経過年	倍率
平成18年度	64.0	80	305.1	11	8年	4.8

<産業連関表を活用した川下企業等を含めた本制度による波及効果>

推計項目	直接効果 (新規需要額) (億円)	国内生産誘発額 (億円円)	国内雇用者出数 (人)
1次効果	305.1	648.4	2,589
2次効果	155.2	253.0	1,858
合計	460.3	901.4	4,447

注：推計に用いた産業連関表は、経済産業省「平成26年産業連関表（延長表、54部門表）」。
生産誘発額の推計に用いた逆行列係数は $[I - (I-M-N)A]^{-1}$ 型。